

第九十八回 参議院農林水産委員会会議録

第十一号

昭和五十八年五月十日(火曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

伊藤 郁男君

五月九日

辞任

柳澤 錬造君

出席者は左のとおり。

理事

柳澤 錬造君

下条進一郎君

岡部 三郎君
高木 正明君
初村灌一郎君
川村 清一君
鶴岡 洋君

委員

柳澤 錬造君

農林水産省農業園芸局長
農林水産省畜産局長
石川 弘君
小島 和義君事務局側
常任委員会専門員
課長

安達 正君

補欠選任
伊藤 郁男君
柳澤 錬造君説明員
通商産業省基礎産業局化学肥料課長
横田 捷宏君

本日の会議に付した案件

○肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。肥料取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○坂倉藤吾君 今回のこの取締法の改正は、登録事務の簡素化とそれから品質の保全措置ですね、これが中心になつていて思ひます。これが実現するといふふうなかつこうで、しかもこの法律の中でやつていこう。こうなりますと公正引は入つてくるわ、何は入つてくるわ、名前と中身と異なると同時に、今日、趣旨説明にあるように肥料 자체が大変多様化をしてきてる。しかも、従来の感覚から見ると、いわゆる産業副製品その他が材料になつてどんどんできている。これから、基本的な改正に対する趣旨をあわせて明らかにしてもらいたい、こう思ひます。

○政府委員(小島和義君) 肥料に関する法律は、

今回の肥料取締法のほかに肥料価格安定等臨時措置法、これは肥料の生産及び供給両面から見まして、その安定を図るという趣旨に基づく法律でございます。そのほか、肥料工業の構造改善を図るという観点から、特定産業構造改善臨時措置法というような法律もございますし、肥料ないしは肥料工業を対象としたいたします法律の中にもその目的なり手法なりに応じまして、いろいろな法制があるわけでございます。それらの法律がそれそれ分野に応じましてよく機能、役割りを分担しながら、あわせて全体としても整合性のある肥料政策が展開されることが一番望ましいことというふうに考えております。ただいまのところではそういう役割りをそれぞれが十分果たしていけるというふうに考えておりますが、それでこそそううふうに考えております。ただいまのところではそういう役割りをそれぞれが十分果たして得ていることがありますと、まず第一は、やつぱり需給の管理の問題があるわけですね。二点目の問題としては品質管理、それから三つの問題としては品目別の問題としては今後の研究開発の問題としては今後の研究開発がやつぱり組み合わされないといかぬのじゃないんだろうか、こういうふうに思ひますよ。そういたしますと、確かにこの名前もよくないんですけど、取締法なんというふうなかつこうで、しかも中身は安定的な何といいますか、供給も含めて、取締法なんといいますか、供給も含めて、この法律の中でやつていこう。こうなりますと公正引は入つてくるわ、何は入つてくるわ、名前と中身と異なると同時に、今日、趣旨説明にあるように肥料 자체が大変多様化をしてきてる。しかも、従来の感覚から見ると、いわゆる産業副製品その他が材料になつてどんどんできている。このことになりますと、この具体的なかつての肥料に対する認識と今日的な、現実的な変化をとらえまして、総体的にひつくる一つの法体系となりますが、どうなんでしょうかね。

○政府委員(小島和義君) ただいま御指摘ございました問題は、実はこの法律の立案過程におきまして、従来から私どもの関係する法律といつしまして、耕土培養法という法律がございます。これはいわば農業のための土づくりに関する法律でございます。昭和二十年代の制定に係るものでございまして、今日においてはかなり内容が現実に合わないと申しますか、空洞化してきてる法律でございます。

○政府委員(小島和義君) ただいま御指摘ございました問題は、実はこの法律の立案過程におきまして、従来から私どもの関係する法律といつしまして、耕土培養法という法律がございます。これはいわば農業のための土づくりに関する法律でございまして、昭和二十年代の制定に係るものでございます。昭和二十年代の制定に係るものでございまして、今日においてはかなり内容が現実に合わないと申しますか、空洞化してきてる法律でございます。

最近、肥料の品質問題もさることながら、農業の土づくりの重要性ということが各方面から指摘をされておりますので、この耕土培養法を再活性化いたしまして、あわせて肥料の取締法と一体化的な法律ができるものかということで検討いたしました経緯はあるわけでございます。

ただ、このことにつきましては肥料の取締法の方が物に即した取り締まり行政という点でのに対しまして、耕土培養法の方は、仮にこれを内容を修正いたしましたといったとしても、農業のための土壤の改善を促進するための助長法規的な性格にならざるを得ないということが一つと、あわせて耕土培養資材の取り扱いの問題、これはなかなか現段階におきましては検定の方法なり、

あるいは基準なりについてまだ確たる見通しを持ち得ないというふうな技術的な理由もございまして、これを一本の法律にするということについては幾つかの難点があるということで今回見合わせにいたしたわけでございます。

したがいまして、今回お出したいたしました法律は、肥料取り締まりの分野における法律だけということになつておりますが、決して耕土培養法関係の法制の整備という問題を断念いたしたわけではありませんで、さらに検討を進めまして、いざれ機会を得ますれば御審議を煩わしたい、さようにお考へておる次第でございます。

○坂倉藤吉君 耕土培養法、その法律が具体的にそう今日の状況の中で発揮をするところについて言ひます。だから、これを見直さなきやならぬことは言わるとおりだと思うんですね。

ただ、耕土培養資材の中に具体的に肥料の分野に入るべきもの等も含めまして、相当そういう意味では肥料とは一体どういうものなのかといふ直し自身もこの肥料法ができました二十五年当時とは全くさま変わりになつてゐるわけでありまつから、そういう意味合いで位置づけを含めますから、そのことの必要は特にこの法律案に絡んで全般を見ましたときに感ずるわけあります。

したがつて、これは単なる省内のそれぞれのスタッフによる論議というよりも、明らかに肥料とは一体どうあるべきか、そして同時に肥料の先行きの状況というのを、まさにこれは諸外国等の事情も絡みまして、国内需要も余り伸びてない、こういう状況の中でいくと、今後の見通しといふのは一体どうなるのかというようなことも含めまして、大変重要な課題であろうと思うんですよ。

そういう意味で、先ほど言いましたように、今後の需給見通し、これは一応産業構議会の中でも論議しておりますし、あるいは肥料協議会の中でも論議がされているわけでありますけれども、少なくともそういう各方面で関係するところがやっぱり寄り集まりまして整理をする段階に来ているだろ

う。いま確立をしていきませんといかぬのじやないんだろうか。

まあ、今回の法改正というのは、そういう意味合いで少しつけ焼き刃、こう言うとしかられるのか、ここがまさにつけ焼き刃的な形で、対応としては完全全体を触れられていない。大変そういふ意味では今回の改正というのは私は不十分じゃないのか、こういうふうに指摘をせざるを得ぬわけですよ。

そこで大臣、いま小島局長から説明のありますた、一遍肥料関係を具体的に網羅をしていく、こういう立場で既存のいわゆる法体系も含めまして、省内でといいますか、省の方で具体的なそういう研究の機関を開いてもらつて、そうして検討を開始をしていく、こうしたことについて大臣として見解をひとつ明確にしてもらえませんか。

○政府委員(小島和義君) 大臣からお答え申し上げる前に、事務的な立場からお答え申し上げたいと存じます。

肥料の問題は、確かに肥料そのものの品質保全だけでは解決できるわけじやございませんで、たとえばそれを圃場で使う段階ということになりますと、これは営農指導の分野になつてくるわけですが、そういうことにつきましては、直接的な法律をもつて定めるべき字句はないわけでございまして、先般御審議いただきました農業改良助長法に基づきます普及制度の活用というふうな、いわば行政運営の分野にわたつてまいるわけでございます。

また、肥料以外の土壤改良資材というふうなものにつきましても、現在、法律的な品質保全のための有効な措置はないわけでございますが、それらの問題につきましても、どういう場所においてどんな資材を使えばいいかということについては同じように農業の一般的な指導の中で対応し

ておるという問題でござりますから、必ずしも法制面に顔を出さないと、いう領域が多々あるわけでございます。

また、流通問題につきましても、今日のようない行政的な役割りがあるわけでございますが、各流通段階に直接タッチするというよりは、肥料全体が公正に過不足なく流通するようなマクロの体制と申しますか、そういうものを整えるということに行政的な役割りがあります。

そこで大臣、いま小島局長から説明のありますた、一遍肥料関係を具体的に網羅をしていく、このことは私は理解するんです。するんでは、これが、各流通段階に直接タッチするというよりは、肥料全体として眺めてみますならば、いろんな意味では、この改正是私は不十分じゃないのか、こういうふうに指摘をせざるを得ぬわけですよ。

そこで大臣、いま小島局長から説明のありますた、一遍肥料関係を具体的に網羅をしていく、このことは私は理解するんです。するんでは、肥料全体として眺めてみますならば、いろんな意味では、この改正是私は不十分じゃないのか、こういうふうに指摘をせざるを得ぬわけですよ。

ただ、それらを全体眺め渡してみまして、どういう分野に欠けたるものがあるかという見直しは常時行なきやならぬわけございまして、先ほど申し上げました耕土培養法の問題というのも、せっかく現在一つの法制措置があるわけございまして、そこから、そういうものの再活性化ということを通じて法の空白部分の一つを埋めるということに役立たないか、こういう観點から行っておるわけでございます。もちろん関係する分野が行政だけではないことじやございませんで、関係する産業もございますし、あるいはこういう化学物質についての一般的な学問的な蓄積という問題も関連してまいりますので、その限りでは関係者の意見を十分聞きながら今後の検討を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、一つの新しいお座敷をつくる、検討のためのお座敷をつくるというふうな問題ではなくて、むしろ専門家の知恵を借りながら今後の体系整備を進めていくという、そういう性格の問題ではないかと考えておるわけでございます。

○坂倉藤吉君 大臣にもぜひお答えをいただきましたが、いまの局長の説明からりますと、いんすが、いまの局長の説明からりますと、むしろ耕土培養法との取締法、これの合体が中直す時期に來ておる。ここが見解として違うわけでありまして、そのための検討をやつてもらいたい、こう言つておるんです。

十四年に五年間延長いたしました。いわゆる肥料価格安定等臨時措置法、これの関係が、もうすでに五年、来年来るわけです。そういたしますと、衆議院段階での論議でも、いまこれに対する省としての態度はこれは明らかにできない現状にあります。このことは私は理解するんです。するんでは、このことは私は理解するんです。するんでは、これが、各流通段階に直接タッチするというよりは、肥料全体として眺めてみますならば、いろんな意味では、この改正是私は不十分じゃないのか、こういうふうに指摘をせざるを得ぬわけですよ。

そこで大臣、いま小島局長から説明のありますた、一遍肥料関係を具体的に網羅をしていく、このことは私は理解するんです。するんでは、肥料全体として眺めてみますならば、いろんな意味では、この改正是私は不十分じゃないのか、こういうふうに指摘をせざるを得ぬわけですよ。

ただ、それらを全体眺め渡してみまして、どういう分野に欠けたものがあるかという見直しは常時行なきやならぬわけございまして、先ほど申し上げました耕土培養法の問題というのも、せっかく現在一つの法制措置があるわけございまして、そこから、そういうものの再活性化ということを通じて法の空白部分の一つを埋めるということに役立たないか、こういう観點から行っておるわけでございます。もちろん関係する分野が行政だけではないことじやございませんで、関係する産業もございますし、あるいはこういう化学物質についての一般的な学問的な蓄積という問題も関連してまいりますので、その限りでは関係者の意見を十分聞きながら今後の検討を進めてまいりたいといふふうに考えておるわけでございますが、一つの新しいお座敷をつくる、検討のためのお座敷をつくるというふうな問題ではなくて、むしろ専門家の知恵を借りながら今後の体系整備を進めていくという、そういう性格の問題ではないかと考えておるわけでございます。

○政府委員(小島和義君) 一つの法律をつくりま

ください。

○国務大臣(金子岩三君) 御意見はよく理解いたします。したがって、今後ひとつ検討をいたしました

いと思います。

○坂倉藤吾君 ジャ、対応する検討機関のあり方も含めてやつていただけるというふうに大臣の答弁を受けとめておきたいと思うんですね。

そこで、さらに突くようで申しわけないです。

が、現行の肥料対策協議会、この中には実は労組の代表というものは入っていないんですね。労組代表というものは、そういう意味で位置づけは省としてどう考えていますか。

○政府委員(小島和義君) これはどういう問題を検討するのかということによりまして、各種の諮問機関あるいはその研究機関におきまして、従業員の代表というふうな方をお入れしているものもございますれば必ずしもそうでもないものもござります。したがいまして、従来肥料対策協議会は

どちらかといいますとやや中立的な立場と申しますが、そういう人を中心にしてこの肥料をめぐります法制的な問題を中心にして検討してきた経過があるわけでございます。たとえば、これが直接

その構造問題というふうなことになりますと、物

によりましては雇われている方の立場の方々もお入れするということがあります。私が

おいては、そういう必要は目下のところはない

というふうに考えておるわけでございます。今

後、その検討のテーマが非常にふくらんでまいりまして雇用関係にわたつてくるというふうな事態

があれば、お話のようなことも配慮しなきやならぬといふうに考えております。

○坂倉藤吾君 くどいのですが、そいつしま

すと需給関係等がこの中で論議をされる。この需

給関係についての、これは具体的に数字が出てま

りますね、その数字が出てきたことによつて、

これたとえ製造の何%をダウントをさせようと、あるいは構造改善でどれくらいカットをしようとか、こういう具体的な課題に入つてくるわけ

ですね。そういうような問題のときは、これは

労働組合代表は参加をさせる、こういうふうに理解をしていいんでしょうか。

○政府委員(小島和義君) 産業自体のフレームの問題と申しますが、そういう場合にはお話をよう

なことも確かに必要であろうと思いますが、毎年毎年の需給をどう見るかという問題になりますと、

必ずしもそれとは同じではないかとい

う気持ちを持つておるわけでございます。これま

での肥料対策協議会の運営というのは、ただいま

も申し上げましたように、産業自体の位置づけ、構造といふうな問題については産構審というふ

うな別な検討の場がございまして、いわばその後を受けましてその肥料の世界におきますところの

制度問題なり運営問題なりを検討する、こういう仕掛けになつておりますので、その意味においては必ずしも各立場立場の人を網羅して検討するとい

うものではないか。直接何と申しますがね、その辺の取り扱いは検討いただけませ

んか。

○政府委員(小島和義君) ただいま私が申し上げておりましたその協議会の構成メンバーの問題でございますが、今後の肥料の価格をめぐります政

策の検討といふうに理解をいたしておりますので政策部会の委員のことを申し上げておつたわ

けでございまして、実はこれは学識経験者を中心

で、いわば肥料工業の側あるいはユーチーでありますところの農業団体あるいは流通の各段階の代

表、これらを一切排除をいたしまして運営をいたしておるわけでございます。肥料対策協議会全体

配置転換あるいは解雇になるという課題のみじや

ありませんんでしてね。労働者の場合には具体的に

みずから生活をどう維持をしていくのかとい

ことがやっぱり基本にあるわけですね。そうなりますと、自分の働いておりやすいわゆる産業の位

置づけといいうのは大変これは重要なことなんです

よ。そういたしますと、当然今回の、たとえば輸送ルートが大きな変更になる、そのことによつて

どういうふうに労働条件に影響していくかとい

うことは端的にあらわれてくるわけですね。いわゆるメリットが働いておる労働者にも及ぼされるの

いのかどうか、いわゆる代表が入るのがいいのかどうか、ここは検討する余地はあるでしょう、これ

に検討する余地があるでしょう。あるでしょ

けれども、その対策協議会の成り行きによつて労働者が明らかに影響を受ける、そういうものにつ

いては少なくともいま労働組合の代表者の意見を聞く場といいうものが、たとえば対策協議会の中にあつていいんじゃないか。それはもう完全に独立

をしたもので、他からの意見を聞かないとい

うなら別といたしまして、少なくとも意見を聞く、相手側としての意見を聞かかしてもらう対応としての位置づけといいうものは組合関係は明確にしてお

く必要があるので、こういうふうに思いましたがね、その辺の取り扱いは検討いただけませ

んか。

○政府委員(小島和義君) ただいま私が申し上げておりましたその協議会の構成メンバーの問題でございますが、今後の肥料の価格をめぐります政

策の検討といふうに理解をいたしておりますので政策部会の委員のことを申し上げておつたわ

けでございまして、実はこれは学識経験者を中心

で、いわば肥料工業の側あるいはユーチーでありますところの農業団体あるいは流通の各段階の代

表、これらを一切排除をいたしまして運営をいたしておるわけでございます。肥料対策協議会全体

配置転換あるいは解雇になるという課題のみじや

ありませんんでしてね。労働者の場合には具体的に

みずから生活をどう維持をしていくのかとい

ことがやっぱり基本にあるわけですね。そうなりますと、自分の働いておりやすいわゆる産業の位

置づけといいうのは大変これは重要なことなんです

よ。そういたしますと、当然今回の、たとえば輸

送ルートが大きな変更になる、そのことによつて

どういうふうに労働条件に影響していくかとい

うことは端的にあらわれてくるわけですね。いわゆ

るメリットが働いておる労働者にも及ぼされるの

いのかどうか、いわゆる代表が入るのがいいのかどうか、ここは検討する余地はあるでしょう、これ

は当然の話ですがね、むしろ労働組合代表の側か

らこういう話はぜひわれわれの意見聞いてもらひたいというのがやっぱりあるわけですか、そ

ういう場合についてまあこれはそのときのいろんな

条件があるので、少くともそれほども省と

いう場合でして、少くともそれを十分に消化できるよう

な対応の仕方、これは肥料対策協議会の中で十分に私は生かしてもらいたい、こういうふうに思

ます。先ほどの答弁で、これは意見を聞いてやる

ぞという立場でしようからそういう話になつたん

でしようが、少なくともそれは当然意見を聞くべきだ

ふうに受けとめておいてもらいたい、こう思いま

すが、よろしいですね。

○政府委員(小島和義君) そのように運営いた

たいと存じます。

○坂倉藤吾君 そこで、今回のこの法改正で銘柄の約四割が指定配合肥料、いわゆる届け出制に移

行する、こういうことに説明をされてるわけですが、そのことによって品質保全の上から見て果たして問題ないんだろうかどうだろうか。

それから、それらに対する届け出になると、今度は届け出制ということになりますね。届け出

されたものがいわゆる表示と中身と具体的に一致をしますよという保証はどういう形で保つて

いかれようとしているのか。ここところは一体どうなんでしょうか。

○政府委員(小島和義君) 今後検討の各段階に応じまして必要な立場の方の意見を聞くとい

うことについてはこれはもちろん差し支えないこ

とだと考えております。今後検討の各段階に応じ

まして必要な立場の方の意見を聞くとい

うことについてはこれはもちろん差し支えないこ

とだと考えております。今後検討の各段階に応じ

まして必要な立場の方の意見を聞くとい

に保証票の添付——保証票の中には保証成分量その他必要な事項を記載させる予定でございますが、保証票の添付はこれまでどおり行わせると同時に、その流通いたしております肥料の検査につきましては、これまた登録肥料と同様に検査を厳重に行う予定でございます。したがいまして、これによつて利用者に何らかの御迷惑をおかけするというふうな問題はないというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 今までの登録制でございますと、有効期間が三年ですね、三年。それから、今一度それが六年になる。こうなりますね。届け出の場合には年限が切つてないんですね。そうすると、これはいわゆる有効期間の年限が切つてない。こういうことになりますと、一遍届ければそれは未来永劫に続くわけですね。どんどんどんどんこれはすうと届けがふえていくんじゃないですか。その辺の整理というの是一体どうなりますか。

○政府委員(小島和義君) 確かに登録制の一つの効用といったしましては、品質の事前チェックという問題と同時に、その登録肥料の累積をある段階で整理するというふうな意味合いがあるわけでござります。もうすでに製造を中止いたしましたようなものについては、登録を更新をするかもしれないかという判断の機会が一度与えられる。届け出になりますとそういう問題がなくなるわけでございますが、運用をいたしましては、製造開始の際に届け出させばばかりではなくて、もう製造を取りやめてしまつた、あるいはもう営業それ自体をやめてしまつたという場合の届け出ということとも運用としてはやらせたいというふうに考えておりますので、お話をような問題は生じないというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 もう一遍確認したいんですがね。そうすると、届け出に移行する分野については、製造が停止になれば、それは製造停止しましたという届け出も、これは指導ですか。それは法律じやないでしよう。

に保証票の添付——保証票の中には保証成分量その他必要な事項を記載させる予定でございますが、保証票の添付はこれまでどおり行わせると同時に、その流通いたしております肥料の検査につきましては、これまた登録肥料と同様に検査を厳重に行う予定でございます。したがいまして、これによつて利用者に何らかの御迷惑をおかけするというふうな問題はないというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 今までの登録制でございますと、有効期間が三年ですね、三年。それから、今一度それが六年になる。こうなりますね。届け出の場合には年限が切つてないんですね。そうすると、これはいわゆる有効期間の年限が切つてない。こういうことになりますと、一遍届ければそれは未来永劫に続くわけですね。どんどんどんどんこれはすうと届けがふえていくんじゃないですか。その辺の整理というの是一体どうなりますか。

○政府委員(小島和義君) 確かに登録制の一つの効用といったしましては、品質の事前チェックという問題と同時に、その登録肥料の累積をある段階で整理するというふうな意味合いがあるわけでござります。もうすでに製造を中止いたしましたようなものについては、登録を更新をするかもしれないかという判断の機会が一度与えられる。届け出になりますとそういう問題がなくなるわけでございますが、運用をいたしましては、製造開始の際に届け出させばばかりではなくて、もう製造を取りやめてしまつた、あるいはもう営業それ自体をやめてしまつたという場合の届け出ということとも運用としてはやらせたいというふうに考えておりますので、お話をような問題は生じないというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 もう一遍確認したいんですがね。そうすると、届け出に移行する分野については、製造が停止になれば、それは製造停止しましたという届け出も、これは指導ですか。それは法律じやないでしよう。

○政府委員(小島和義君) 製造を中止いたしましたその後において直ちに届け出るかどうかといふ問題はいま一つありますか。と申しますのは、登録の場合におきましても、一たん停止いたしました製造をその後登録の有効期間内に再開するという道はあるわけでございますから、停止したその都度ということになるかどうかわかりませんが、今後将来にわたつてももう製造するつもりもない、製造もしてないというふうな場合に、それをそのまま放置しておきますと届け出済みのものは累積をしていくわけでございます。したがいまして、ある時点においてそういうものを整理するという必要は登録の場合と同様にあるかと思ひます。そのことにつきましては法律上も同じような手当をいたしておりますので、その運用によりまして製造をやめた場合も同じように届け出されるということにいたしたいと思っております。

○坂倉藤吾君 それは何条かにあるんですか。

それでもう一つは、たとえばこれ実態といたしましてね、届け出たいわゆる品質銘柄ですね、それはむしろ配合肥料の場合には、いまは要らないけれども、一定の時期にまた必要だということはむしろ届け出たものは権利としてずっと持つておった方がより便利だということがあるわけでしょう。そうなりますと、たとえばことしは必要だったけれども、あと四、五年要らなかつた、六年目になつた必要だからということで、それの整理というのは大変むずかしいんじゃないですか。その場合には私は、たとえば一たん必要なときだけに、何年間なら何年間の間はもう必要がない、製造しません、こうなつたときは一たん届けはたとえばなくしてしまつてね、そうして再開をするときにもう一遍届け出る、そんなむずかしい話じやないんですから。そういうふうにある方がたてまえとしてはいいんじゃないか、こういうふうに思ふんです。

○坂倉藤吾君 それでは何条かにあるんですか。

それでもう一つは、たとえばこれ実態といたしましてね、届け出たいわゆる品質銘柄ですね、それはむしろ配合肥料の場合には、いまは要らないけれども、一定の時期にまた必要だということはむしろ届け出たものは権利としてずっと持つておった方がより便利だということがあるわけでしょう。そうなりますと、たとえばことしは必要だったけれども、あと四、五年要らなかつた、六年目になつた必要だからということで、それの整理というのは大変むずかしいんじゃないですか。その場合には私は、たとえば一たん必要なときだけに、何年間なら何年間の間はもう必要がない、製造しません、こうなつたときは一たん届けはたとえばなくしてしまつてね、そうして再開をするときにもう一遍届け出る、そんなむずかしい話じやないんですから。そういうふうにある方がたてまえとしてはいいんじゃないか、こういうふうに思ふんです。

○政府委員(小島和義君) いまお尋ねの点につきまして条文に即して申し上げますならば、改正後の法律の第十六条の一と二という規定がございまして、これが届け出に関する事項でございます。届け出事項といたしましては、氏名、住所、肥料の名称、それから製造する場合には事業者の名称、所在地、保管施設の所在地、こういったことを届け出さるわけでございます。同じ条文の三項におきまして、その届け出事項に変更を生じた場合には、その日から二週間以内にその旨を農林水産大臣または都道府県知事に届け出なければならぬ、廃止した場合も同様である。こういうことになつておりますので、この規定によりますれば、二週間以内に届け出の義務があるわけでござります。

ただ、私先ほど申し上げましたのは、肥料の、特に配合肥料の生産の場合には、ある種の銘柄のものを製造し、その後別な銘柄のものを製造して、ある銘柄のものを製造を停止したその瞬間から二週間以内に届け出なければならないということがありますと、年がら年じゅう届け出をしなければならないわけでございます。そこで、変更を生じた場合というのをどういう時点で判断をするのかといふ問題につきましては、やはり運用上の何らかの措置が必要であろうと、こういう意味で申し上げたわけでございまして、どういう場合にその届け出変更事由に該当するというふうに決め

るかという問題は、法律の問題というよりは今後

のいわば運用問題といふうに御理解を賜りたい

と存じます。

それから、届け出がなくて全く自由にしてお

い

た上で検査だけを厳重にするというのも、立法論としては確かに一つの考え方だらうと思います。

しかしながら、これまで登録制のもとに置いて運用をいたしてきましたし、また検査をするにいたしましても、どういう場所でどうい

うものをつくつておるのかということにつきまし

て事前に行政的な把握ができると、いうこと

は、全然野放しの状態よりははるかに検査自体の有効な実施のためにも必要である、かような判断から届け出制ということにいたしておるわけでござります。

それから、届け出の内容が変更があつたときにこの措置をするんであって、届け出た銘柄そのものが、これが内容の変更その他を必要としないで現実に生産をされなくなつたときに、届け出をして、その届け出の内容が変更があつたときにこの措置をするんであって、届け出た銘柄そのものが、これが内容の変更その他を必要としないで現実に生産をされなくなつたときに、届け出の義務というのはこの中にありますか。ないんでござります。

○坂倉藤吾君 これ条文の理解ですけれども、いま説明のありました十六条の二ですね、十六条の二の二項、三項ですが、これはいわゆる銘柄の届け出をして、その届け出の内容が変更があつたときにこの措置をするんであって、届け出た銘柄そのものが、これが内容の変更その他を必要としないで現実に生産をされなくなつたときに、届け出の義務というのはこの中にありますか。ないんでござります。

○政府委員(小島和義君) 御指摘の趣旨がちょっとよく理解いたしかねますが、同じ条文三項の中には生産廃止の場合の規定がございます。ですから、事業全体を廃止した場合と、それから届け出た肥料の生産をやめてしまつた場合と、両方を三項がカバーしているというふうに理解をいたしてゐるわけでございますが、一時的な停止をもつてすぐこの変更事由に該当するというふうに考えるかどうかという問題は、運用の幅の問題として理解をいたしておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 私がいま質問をいたしておりますのは、届け出に変わる分野が、いま全部の登録が二万二千九百八十八件、そのうちの約四〇%というわけでしよう。これだけでも大変な数字ですね。それがこれからはさらにどんどん拡大するん

じゃないですか、傾向としては、そういたしますと、それだけでも届け出の消えていく部分というのではなくどうなからうと思うんですよ、現実問題として。ずっと、ずいぶんふえてしまいなんじやないですかと。ふえつ放しになつて現実にないものまで届け出で残つてることになるんでしよう。そうなつたらこれ行政上、届け出という制度だけでは困るんじゃないですか。こう言つているんですよ。むしろ、そんな制度なら届け出の必要はないんじゃないのか。問題は、品質表示と中身とがぴったり合つていますよ、しかも、それは指定配合肥料というの、むしろその原料になるものは全部登録のものなんでしょう。登録のもの以外のものが入つたら指定配合肥料にならぬわけでしょう。そうすると、上の登録のところで保証されおるんなら、何でわざわざ届け出の品名を挙げさせなきゃならぬのか、私はそこが問題だ。むしろ、表示の内容と中身が合つてゐるかどうかの検査体制の方が重要じゃないんでしようか。こういうふうに言つてゐるわけですよ。

○政府委員(小島和義君) お話しのように、取り締まり制度の中で一番の根幹をなすものは、保証をしておる成分とその現物が合つてゐるかどうか、これが一番の骨子でございまして、検査を実施するというのもそのことの完全な履行を求める、こういう観点から行つておるわけでございます。登録ないしは届け出といふのは、いわばそれを事前に承知をすると、こういう意味でございまして、登録の場合には一定の要件に該当しない場合には登録をしないということです。しかし、届け出の場合にはまさに指定配合肥料である限りにおいてはすべてこれは受理されると、この違法論としては、届け出自体も必要なしと、この種のものについては検査の結果間違いなければ自由に製造してよろしいと、こういう立法論も十分成り立つわけでございます。しかしながら、検査を実施するにいたしましても、その生産を行つておる場所、あるいは保管をいたしております場所におき

まして必要なサンプルを収去いたしまして検査を実施するわけでござりますから、どこでどのようないふことはなかなかむずかしいという問題もございません。その意味におきまして、登録から一挙に届け出もなしというところまではなかなか踏み切れませんで、かような中間的な措置を講じたわけでございます。

ただこの点、お話しございましたどんどんどんな種類がふえていくという問題については、登録制度のもとにおきましても、届け出制に移行いたしますても、そのこと自体の趨勢というのはなかなか変わらないというふうに存じておりますので、登録件数がどんどんふえてまいりましてそのこと自体の事務に追われるということよりは、届け出受理という方がはるかに事務的には簡素化される、こういうことで切りかえたわけでございまして、決して、何と申しますか、届け出制があることによつて件数がどんどんふえる、いろんな種類のものがありますますつくりやすくなる、こういう正直言いましてね。

工場で何をつくるか、どんなものをつくるか、銘柄がどんどん出てきたらこれは検査に困ると、こういう主張なんですね、いまのあなたの説明からいくと。私は、肥料というものがどういう目的で生産をされるかといえば、これはやつぱり施肥者ですね、施肥者。いわゆる農業者ですよ。そうすると、一番末端の肥料を取り扱ういわゆる販売者。販売元ですね、末端の。この末端と身とが照合してこれ大丈夫ですかという話になれば、これ何にも関係ないんじゃないですか、何がどう出でこよう、どこでどういうものをつくろうと。そして、もしそこで中身と違うものが出てきたときに、それが一体どこで販売されておるか

ということがわからぬ話じゃないんでしよう。登録書の中でどこが製造しているかはつきりしていります。その意味におきまして、登録から一挙に届け出もなしというところまではなかなか踏み切れませんで、かのような中間的な措置を講じたわけでございます。

ただこの点、お話しございましたどんどんどんな種類がふえていくという問題については、登録制度のもとにおきましても、届け出制に移行いたしますても、そのこと自体の趨勢というのはなかなか変わらないというふうに存じておりますので、登録件数がどんどんふえてまいりましてそのこと自体の事務に追われるということよりは、届け出受理という方がはるかに事務的には簡素化される、こういうことで切りかえたわけでございまして、決して、何と申しますか、届け出制があることによつて件数がどんどんふえる、いろんな種類のものがありますますつくりやすくなる、こういう正直言いましてね。

工場で何をつくるか、どんなものをつくるか、銘柄がどんどん出てきたらこれは検査に困ると、こういう主張なんですね、いまのあなたの説明からいくと。私は、肥料というものがどういう目的で生産をされるかといえば、これはやつぱり施肥者ですね、施肥者。いわゆる農業者ですよ。そうすると、一番末端の肥料を取り扱ういわゆる販売者。販売元ですね、末端の。この末端と身とが照合してこれ大丈夫ですかという話になれば、これ何にも関係ないんじゃないですか、何がどう出でこよう、どこでどういうものをつくろうと。そして、もしそこで中身と違うものが出てきたときに、それが一体どこで販売されておるか

ということがわからぬ話じゃないんでしよう。登録書の中でもどこが製造しているかはつきりしていります。その意味におきまして、登録から一挙に届け出もなしというところまではなかなか踏み切れませんで、かのような中間的な措置を講じたわけでございます。

ただこの点、お話しございましたどんどんどんな種類がふえていくという問題については、登録制度のもとにおきましても、届け出制に移行いたしますても、そのこと自体の趨勢というのはなかなか変わらないというふうに存じておりますので、登録件数がどんどんふえてまいりましてそのこと自体の事務に追われるということよりは、届け出受理という方がはるかに事務的には簡素化される、こういうことで切りかえたわけでございまして、決して、何と申しますか、届け出制があることによつて件数がどんどんふえる、いろんな種類のものがありますますつくりやすくなる、こういう正直言いましてね。

工場で何をつくるか、どんなものをつくるか、銘柄がどんどん出てきたらこれは検査に困ると、こういう主張なんですね、いまのあなたの説明からいくと。私は、肥料というものがどういう目的で生産をされるかといえば、これはやつぱり施肥者ですね、施肥者。いわゆる農業者ですよ。そうすると、一番末端の肥料を取り扱ういわゆる販売者。販売元ですね、末端の。この末端と身とが照合してこれ大丈夫ですかという話になれば、これ何にも関係ないんじゃないですか、何がどう出でこよう、どこでどういうものをつくろうと。そして、もしそこで中身と違うものが出てきたときに、それが一体どこで販売されておるか

ということがわからぬ話じゃないんでしよう。登録書の中でもどこが製造しているかはつきりしていります。その意味におきまして、登録から一挙に届け出もなしというところまではなかなか踏み切れませんで、かのような中間的な措置を講じたわけでございます。

ただこの点、お話しございましたどんどんどんな種類がふえていくという問題については、登録制度のもとにおきましても、届け出制に移行いたしますても、そのこと自体の趨勢というのはなかなか変わらないというふうに存じておりますので、登録件数がどんどんふえてまいりましてそのこと自体の事務に追われるということよりは、届け出受理という方がはるかに事務的には簡素化される、こういうことで切りかえたわけでございまして、決して、何と申しますか、届け出制があることによつて件数がどんどんふえる、いろんな種類のものがありますますつくりやすくなる、こういう正直言いましてね。

工場で何をつくるか、どんなものをつくるか、銘柄がどんどん出てきたらこれは検査に困ると、こういう主張なんですね、いまのあなたの説明からいくと。私は、肥料というものがどういう目的で生産をされるかといえば、これはやつぱり施肥者ですね、施肥者。いわゆる農業者ですよ。そうすると、一番末端の肥料を取り扱ういわゆる販売者。販売元ですね、末端の。この末端と身とが照合してこれ大丈夫ですかという話になれば、これ何にも関係ないんじゃないですか、何がどう出でこよう、どこでどういうものをつくろうと。そして、もしそこで中身と違うものが出てきたときに、それが一体どこで販売されておるか

ということがわからぬ話じゃないんでしよう。登録書の中でもどこが製造しているかはつきりしていります。その意味におきまして、登録から一挙に届け出もなしというところまではなかなか踏み切れませんで、かのような中間的な措置を講じたわけでございます。

ただこの点、お話しございましたどんどんどんな種類がふえていくという問題については、登録制度のもとにおきましても、届け出制に移行いたしますても、そのこと自体の趨勢というのはなかなか変わらないというふうに存じておりますので、登録件数がどんどんふえてまいりましてそのこと自体の事務に追われるということよりは、届け出受理という方がはるかに事務的には簡素化される、こういうことで切りかえたわけでございまして、決して、何と申しますか、届け出制があることによつて件数がどんどんふえる、いろんな種類のものがありますますつくりやすくなる、こういう正直言いましてね。

工場で何をつくるか、どんなものをつくるか、銘柄がどんどん出てきたらこれは検査に困ると、こういう主張なんですね、いまのあなたの説明からいくと。私は、肥料というものがどういう目的で生産をされるかといえば、これはやつぱり施肥者ですね、施肥者。いわゆる農業者ですよ。そうすると、一番末端の肥料を取り扱ういわゆる販売者。販売元ですね、末端の。この末端と身とが照合してこれ大丈夫ですかという話になれば、これ何にも関係ないんじゃないですか、何がどう出でこよう、どこでどういうものをつくろうと。そして、もしそこで中身と違うものが出てきたときに、それが一体どこで販売されておるか

現地で使う際に、表示をした内容になつてゐるかどうかということが一番大事ですよと、その趣旨からいきますと、それはまさに今日の検査体制でそこまで——まあ、まだやる必要があるかどうかの問題もありますけれどもね、一応やれるような体制、抽出のできるような体制といふものはなければおかしいんですね。ところが、届け出をなくしてしまうと検査ができませんという、やりにくいでありますよという話とは、これはうらはらの関係なんですよ、届け放しだから。だが、まあ、その辺はいいですよ、一応検査体制を信頼をしましようや。

そこで次に、有効期間が三年から六年に変更する部分ですね。これは相当安定度が高い、こういう性格のものだらうというふうに思ふんですけど、ここへいく一つの枠組みですね、これは省令見込なんになると思うのですが、この辺は検討されておるんでしようか。いわゆる三年から六年に延びるわけですね、登録の関係。この六年に移行する品物について、この辺についての基本的な考え方。これは大体四通りくらいあるようですが、それもいわゆる鉱石をそのまま碎いたり、溶かしたりしたものとか、あるいは動植物のこれを碎いたものとか、いろいろあると思うのですが、その辺の考え方を明らかにしてください。

○政府委員(小島和義君) 登録の有効期間につきましては、従来一律三年ということでやつてまいりましたが、このことの意味には、先ほども申し上げましたように、登録自体の累積したものを整理していくという意味もございますが、同時に、その間において公定規格が変更がありました場合に、公定規格の変更によりまして直ちにその当該肥料の生産が禁止されるわけではございませんで、その後その規格に合致しないものは生産できなくなる、かような仕組みに相なつておるわけでございます。したがいまして、生産、品質が安定している肥料と申しますのは、大体もう肥料の内容がほぼ固まりまして、その後における公定規格の変更と

いうのもきわめてまれにしかない、こういうものを念頭に置いて定めておるわけでございます。

いま、お話をございましたように、省令指定の考え方といたしましては四つほどございまして、一つは化学式であらわされる単一の化合物、これはたとえば硫酸アンモニアでございますとか、尿素のようなものでございます。それから第二には天然鉱物を酸または熱分解したものといふことで、燐鉱石を硫酸で分解する過磷酸石灰とか、あるいは硝石灰というようなものがこれに該当いたすわけござります。それから第三に、天然鉱物を精製または粉碎したものといふことで、硫酸ソーダでございますとか炭酸カルシウム肥料、こういったものがそれに該当しようかと思つております。

第四には、天然の動植物を粉碎したもの、これは非常に種類が多うございまして、魚かすの粉末でありますとか、あるいはなたね油かすとか、その粉末、そういうたぐいの有機質の肥料でござります。

そういうものの過去におきます公定規格の変更回数といふものを調べてまいりますと、一番短いものでも大体五年に一遍ぐらいの割合でござります。長いものになりますと十一年ぐらい。そのぐらいの頻度をもつて公定規格が変更になつておりますので、六年という期間は、これは三年の倍といふ考え方なのでござりますが、従来の公定規格変更回数から見まして、六年ぐらいの有効期間がござれば、仮にその間におきまして公定規格の変更などがございましても十分対応できる、こういう意味で定めたものでございます。

これによりまして、有効期間の延長になります。件数で申しますと、全有効登録数の一七%ぐらいがこれに該当しようかと考えております。

○坂倉藤吾君 そうすると、これは一般普通肥料じゃなくて、さつきの指定配合肥料の届け出のと

ころにも絡むわけですが、いわゆる液体肥料、それから農薬混合といいますかね、肥料、こうしたものの取り扱いはどうなんですか。

○政府委員(小島和義君) これは先ほど御説明を落としましたが、いま御指摘になりましたような液体肥料でありますとか、あるいは農薬その他の異物の混入をいたしまして当面認めるつもりはないわけでございます。同じように、いま申し上げました有効期間の延長にかかります肥料でございますが、ただいま例示で申し上げましたように、ほとんどこれは単肥でございまして、もうほかのものがいろいろ配合されておるとかじつておる、こういうものは念頭に置いておりませんので、その意味では該当しないというふうに考えておりますが、液体肥料につきましても同じようないいえでございます。

○坂倉藤吾君 次に、今度植害試験の要請が一つ加つてまいりました。この関係は、栽培試験で、何といいますか、どこでどういう方法で登録の際に行われるのか。そこ手順はどうなんですか。

○政府委員(小島和義君) 各種の産業の副産物等を利用いたしました肥料の中には、その原料の種類とかあるいは生産工程、成分形態等から見て大変複雑、多様なものが出てくる可能性がございまして、事前に予測し得ないような有害成分が含有されるというふうなおそれのあるものがあるわけございます。事前に予測できますようなものにつきましては、公定規格をもちまして含有が許される有害成分の最大量を定めておりまして、それではござります。事前に予測できませんものに合致しないものは登録を認めないとということにいたしております。

○坂倉藤吾君 それで、届け出る、いわゆる登録を求める業者がまず自前でやるわけですが、それを受けた行政側の対応ということになりますと、これは農水省の機関だけじゃ対応し切れませんね。当然これは都道府県機関が協力をするということになると思うんですね。この都道府県機関の協力体制といふのはこれは特別に何か考えられておるんでしょうか。それとももう大したことばないからということでしょうか。

○政府委員(小島和義君) 今回の植害試験を実施させます肥料の中には、一部都道府県登録のものも含まれております。したがいまして、国が実施

もちろん、申請を受けた肥料検査所の側におきましてもその試験が正しいかどうか、同じようなテストを繰り返し実施いたしましてその正しさを確かめることにいたしております。

いたします試験と県が実施いたします試験と、これがその内容その他において違いが出ては大変困るわけでございまして、從来から國、県の検査職員を集めまして技術面の研修等実施いたしておりましたとして技術面の研修等実施いたしております。それにおきまして十分都道府県の関係者にもこの植害試験のやり方等につきましては所要の指導を実施してきておるわけでございます。その意味で、今回の仕事がつけ加わったことによつて特に國なり県なりの機関において対応に困るというふうなことはならぬというふうに考えておりますが、さしあたりはこれは非常に対象種類、肥料を限定して実施いたす所存でございます。将来このようなものがふえてまいつた場合にはまたそれなりの対応を考えていかなきやならぬと思いますが、目下のところは特に業務量の著しい増大を招くというふうなことはなく済みそうな問題だと考えております。

○坂倉藤吾君 まだあるんですが、通産省にちょっとお聞きをしたいんです、まず一つは、肥料の業界は大変な状況になつていることは御承知のとおりだと思います。そこで、今日でも肥料業界はいわゆる第一次合理化と言われます構造改革に取り組んで大変な努力をされてまいりますが、問題は、その努力がされてまいりますが、肥料ですから農民にどうメリットが還元をされるとか。その成果といふものはどう評価をおされておるのか。まずそれをお聞きをしたい。

○説明員(横田捷宏君) 先生御指摘のとおり、化肥料工業、特に從来輸出への依存度が非常に高うございました窒素系のアンモニアでございますとか尿素、こういった製造業を中心にしてこの数年間第一次の構造改善を実施してまいりまして、これまで、たとえば尿素でござりますと從来の設備の四五%程度の百六十七万トン、こういう設備を処理いたしてまいりましたし、アンモニア、湿式焼石油ショック、こういった中で厳しい合理化努力をやつてまいりました。

いたします試験と県が実施いたします試験と、これがその内容その他において違いが出ては大変困るわけでございまして、從来から國、県の検査職員を集めまして技術面の研修等実施いたしておりましたとして技術面の研修等実施いたしております。それにおきまして十分都道府県の関係者にもこの植害試験のやり方等につきましては所要の指導を実施してきておるわけでございます。その意味で、今回の仕事がつけ加わったことによつて特に國なり県なりの機関において対応に困るというふうなことはならぬというふうに考えておりますが、さしあたりはこれは非常に対象種類、肥料を限定して実施いたす所存でございます。将来このようなものがふえてまいつた場合にはまたそれなりの対応を考えていかなきやならぬと思いますが、目下のところは特に業務量の著しい増大を招くというふうなことはなく済みそうな問題だと考えております。

○坂倉藤吾君 まだあるんですが、通産省にちょっとお聞きをしたいんです、まず一つは、肥料の業界は大変な状況になつていることは御承知のとおりだと思います。そこで、今日でも肥料業界はいわゆる第一次合理化と言われます構造改革に取り組んで大変な努力をされてまいりますが、問題は、その努力がされてまいりますが、肥料ですか農民にどうメリットが還元をされるとか。その成果といふものはどう評価をおされておるのか。まずそれをお聞きをしたい。

○説明員(横田捷宏君) 特定産業構造改善臨時措置法によります基本計画が立案されると思ひます。この基本計画の基礎になります見通し、その他のいふことはもうほんとでき上がりがつてきておるのであります。

○坂倉藤吾君 で、新しく今度この肥料年度において多分構造改善基本計画が立案されると思ひます。この基本計画の基礎になります見通し、その他のいふことはいまはもうほんとでき上がりがつてきておるのであります。

○説明員(横田捷宏君) 御指摘のとおり、今国会で成立を図つていただきました新たな法律、特定産業構造改善臨時措置法という法律に基づきまして、現在化学肥料工業も法定業種といたしまして構造改善基本計画を検討中でございます。一番問題になりますのは、将来にわたります需給関係の見通しをどう見るかということございまして、この点につきましては、先ほど來御質疑の中にも甘い見通しではない、厳しい見通しのもので需給

の成績でございますが、設備処理等の合理化努力は所期の目標どおりほぼ達成いたしました。それで、特に國なり県なりの機関において対応に困るというふうなことはならぬというふうに考えておりますが、肥料の業界につきましては、特に第二次石油ショックの影響が化学工業全般、その中の化学肥料工業につきましても非常に大きな打撃となりました。現段階におきましても業界全体としての安定はまだ図られるに至っていないという状況でございます。ただ、その過程におきまして、たとえば雇用面でございますと、社内の、あるいは工場内の配置転換とか出向とか、こういう対応を各企業が努力いたしましたし、雇用関係の制度の活用もございまして、いわゆる解雇というような事態なく対応でてきたのがこれまでの状況でござります。

また農業との関係につきましては、それなりの合理化効果、これが特に最近のエネルギー関係の価格の安定化の傾向とも相まちまして、幸いにして徐々にコストの低下という面は出てまいつております。

○坂倉藤吾君 で、新しく今度この肥料年度にありまして、たとえば今肥料年度の肥料価格安定等臨時措置法によります価格取り決め、この場合におきましても若干の取り決め価格の引き下げといふことが図られる状態になつております。

○説明員(横田捷宏君) 特定産業構造改善臨時措置法の目的は、当然それぞれの産業の構造改善でございますが、その際の最大の配慮事項といたしまして雇用の安定とということを挙げておるわけでございます。この点につきましては、前回の構造改善でもさようであったわけでございますけれども、特に今後の化学肥料工業の構造改善は、現に稼働中の設備も今後数年間の間にながらかな形でござりますが、閉鎖なり休止という形に持つていかなければ達成できないということで、雇用面では前回の構造改善以上に大きな問題が予想されございます。この点につきましては、前回の構造改善でもさようであったわけでございますけれども、特に今後の化学肥料工業の構造改善は、現に稼働中の設備も今後数年間の間にながらかな形でござりますが、閉鎖なり休止という形に持つていかなければ達成できないということで、雇用面では前回の構造改善以上に大きな問題が予想され

ますので、構造改善基本計画の策定の際から審議会等で主要労働組合の代表の方々の御意見も拝聴しながら、また具体的な構造改善の推進に当たりまして労働関係のそれぞれの立場が十分反映さ

れるような運営をしてまいりたい、こう思つてお

ります。

○坂倉藤吾君 そこで農水省の方に戻りますが、産構審の答申で六十肥料年度までに一つの削減方針が提起をされていますね。そういたしますと、これにこだわるのか、あるいはそれをなおかつ今

日の状況の中でいま通産省から説明のあつたよう

バランスを想定いたしまして、それによる対応を考えております。具体的には窒素系あるいは磷酸、カリ、このいずれにつきましても今後の国内にありますけれども、残念ながら特に第二次石油ショックの影響が化学工業全般、その中の化学肥料工業につきましても非常に大きな打撃となりました。現段階におきましても業界全体としての安定はまだ図られるに至っていないという状況でございます。ただ、その過程におきまして、たとえば雇用面でございますと、社内の、あるいは工場内の配置転換とか出向とか、こういう対応を各企業が努力いたしましたし、雇用関係の制度の活用もございまして、いわゆる解雇というような事態なく対応でてきたのがこれまでの状況でござります。

また農業との関係につきましては、それなりの合理化効果、これが特に最近のエネルギー関係の価格の安定化の傾向とも相まちまして、幸いにして徐々にコストの低下という面は出てまいつております。

○坂倉藤吾君 で、新しく今度この肥料年度にあります。たとえば今肥料年度の肥料価格安定等臨時措置法によります価格取り決め、この場合におきましても若干の取り決め価格の引き下げといふことが図られる状態になつております。

○説明員(横田捷宏君) 特定産業構造改善臨時措置法の目的は、当然それぞれの産業の構造改善でございますが、その際の最大の配慮事項といたしまして雇用の安定とということを挙げておるわけでございます。この点につきましては、前回の構造改善でもさようであったわけでございますけれども、特に今後の化学肥料工業の構造改善は、現に稼働中の設備も今後数年間の間にながらかな形でござりますが、閉鎖なり休止という形に持つていかなければ達成できないということで、雇用面では前回の構造改善以上に大きな問題が予想され

ますので、構造改善基本計画の策定の際から審議会等で主要労働組合の代表の方々の御意見も拝聴しながら、また具体的な構造改善の推進に当たりまして労働関係のそれぞれの立場が十分反映さ

れるよう運営をしてまいりたい、こう思つてお

ります。

○坂倉藤吾君 まだたくさん残りましたが、大体時間が来ておりますので、これ最後にお聞きをしておきたいと思うんですが、コンポストの問題その他もあるんですが、一つは、衆議院の方でも必ずぶん論議をされておりますので、そのことの確認だけしておきたいと思うんですが、先ほどもやりとりしておりました中に、いわゆる肥料の品質表示ですね、ここに関係ですが、これはいわゆる有効成分の保証とともに原料名のいわゆる表示ですね、これは衆議院の段階では、多いものから順番に並べるという小島局長の答弁があつたように記憶をしているんですが、そのことは間違なくなっています。

○説明員(横田捷宏君) ただお話を聞いてお

ります。

○坂倉藤吾君 そこで農水省の方に戻りますが、

産構審の答申で六十肥料年度までに一つの削減方針が提起をされていますね。そういたしますと、これにこだわるのか、あるいはそれをなおかつ今

日の状況の中でいま通産省から説明のあつたよう

な事情を踏まえて、なだらかにしていく一つの問題として提起をしていくのか、その辺の調整といふのは通産省との関係はどうなっていますか。

○政府委員(小島和義君) 農業が今後とも発展を

考へております。具体的には窒素系あるいは磷酸、カリ、このいずれにつきましても今後の国内にありますけれども、残念ながら特に第二次石油ショックの影響が化学工業全般、その中の化学肥料工業につきましても非常に大きな打撃となりました。現段階におきましても業界全体としての安定はまだ図られるに至っていないという状況でございます。ただ、その過程におきまして、たとえば雇用面でございますと、社内の、あるいは工場内の配置転換とか出向とか、こういう対応を各企業が努力いたしましたし、雇用関係の制度の活用もございまして、いわゆる解雇というような事態なく対応でてきたのがこれまでの状況でござります。

また農業との関係につきましては、それなりの合理化効果、これが特に最近のエネルギー関係の価格の安定化の傾向とも相まちまして、幸いにして徐々にコストの低下という面は出てまいつております。

○坂倉藤吾君 で、新しく今度この肥料年度にあります。たとえば今肥料年度の肥料価格安定等臨時措置法によります価格取り決め、この場合におきましても若干の取り決め価格の引き下げといふことが図られる状態になつております。

○説明員(横田捷宏君) 特定産業構造改善臨時措置法の目的は、当然それぞれの産業の構造改善でございますが、その際の最大の配慮事項といたしまして雇用の安定とということを挙げておるわけでございます。この点につきましては、前回の構造改善でもさようであったわけでございますけれども、特に今後の化学肥料工業の構造改善は、現に稼働中の設備も今後数年間の間にながらかな形でござりますが、閉鎖なり休止という形に持つていかなければ達成できないということで、雇用面では前回の構造改善以上に大きな問題が予想され

ますので、構造改善基本計画の策定の際から審議会等で主要労働組合の代表の方々の御意見も拝聴しながら、また具体的な構造改善の推進に当たりまして労働関係のそれぞれの立場が十分反映さ

れるよう運営をしてまいりたい、こう思つてお

ります。

○坂倉藤吾君 まだたくさん残りましたが、大体時間が来ておりますので、これ最後にお聞きをしておきたいと思うんですが、コンポストの問題その他もあるんですが、一つは、衆議院の方でも必ずぶん論議をされておりますので、そのことの確認だけしておきたいと思うんですが、先ほどもやり

とりしておりました中に、いわゆる肥料の品質表示ですね、ここに関係ですが、これはいわゆる有効成分の保証とともに原料名のいわゆる表示ですね、これは衆議院の段階では、多いものから順番に並べるという小島局長の答弁があつたように記憶しているんですが、そのことは間違なくなっています。

○説明員(横田捷宏君) ただお話を聞いてお

ります。

○坂倉藤吾君 そこで農水省の方に戻りますが、

産構審の答申で六十肥料年度までに一つの削減方針が提起をされていますね。そういたしますと、これにこだわるのか、あるいはそれをなおかつ今

日の状況の中でいま通産省から説明のあつたよう

肥料の何といいますか、代金の対象というものは保証成分でございまして、從来保証票には肥料の成分を保証せると、こうなうことでやつてまいつたわけでございます。ところが、最近配合肥料につきまして、特に配合肥料の場合、窒素で申しますと窒素全量という形で保証が行われておりますので、それがどういう原料に由来するものであるかということがなかなか消費者側ではわからぬ、こういう問題がございまして、特に有機配合ということになりますと、どの程度どういう有機質を使っているのかわからぬままに売られているということがございます。もちろんこれを原料の量まで書かせるということができれば非常によろしいわけでございますが、なかなかそれはそれで問題もござりますので、御指摘ございましたように原料肥料名と、それからそれを量の多い順に書きなさいまして、できるだけそのようななかつこうで決着をいたしたいと思っております。

○坂倉謙吾君 終わります。

○鶴岡洋君 最初、大臣にお聞きしたいのですが、

本改正案は肥料取り締まり行政の効率化、肥料業者の負担の軽減を図る見地からいろいろな改

正点が提案されております。その提案理由の説明

の中で、「肥料については、製造方法の多様化等に

伴い、配合肥料を中心として、銘柄数が著しく増

加し、云々「他産業の副産物の肥料化等に伴い、

従来以上に、品質の保全に努める必要が生じております。肥料を取り巻く環境について述べてお

られますけれども、この法律は御存じのように明

治四十一年十月一日に施行され、その後多くの

改正を経て今日に至つておるわけでございます

が、言うまでもなく肥料といふものは農業生産の

重要な基礎資材でありますので、大臣から今後の

肥料政策の基本政策といいますか、肥料といふもの

のをどう認識しておられるのか。自給力の向上と

いう問題もござりますし、またもちろん肥料です

から反当収入も上げなきならないと、こういうこと

ともございますし、さらに入畜への影響、安全

性、加えて輸出入の量であるとか価格の面であるとか、いろいろな問題を含んでおりますけれども、肥料といふものをどういう認識を持つておられたのか、これが一点と、それに加えて、今回の法改正のそれに対する位置づけはどういう御所見を持つておられるのか、この二点についてお伺いいたします。

○國務大臣(金子岩三君) いろいろ提案理由の御

説明で申し上げましたとおり、大変肥料の種類が

多様化されまして、いままでの法規制でこれを日

本農業のいわゆる基本的な資材を安定して供給が

できるだろうかという、いささか疑問が出てき

ましたので、このような法律を提案いたしております。

私も、やはり肥料の持つわが国の農業の基本的

な問題がいかに重大な問題であるか、このよう

なことを考えますと、これまでの化学肥料、特に配

合肥料だけでなくして、大変、最近経済社会の、

産業界の発展に伴いまして副産物で生産されまし

たものが肥料にそのまま取り引きをされておると

いうような例がたくさんあります。したがつて、

今後そういう乱れた肥料の取り扱い、供給、價格

体系、こういうものをひとつ軌道に乗せていくこ

とが大事ではないかという考え方で、このよう

な法案を提案しておるわけでございます。

○鶴岡洋君 登録制について先ほど坂倉委員の方

から大分詳しく述べられましたが、今回

の改正に伴つて普通肥料の一部が配合肥料とな

り、届け出制へ移行をするわけです。取締法の目

的である肥料の品質保全に問題を生じる心配はな

いかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(小島和義君) 届け出制に移行いたし

ます配合肥料はその原料とする肥料につきまし

て肥効なり安全性を登録の形で確認済みのものば

かりを単純に配合するものに限つておるわけでござります。

その意味におきましては、今後とも肥料

に対する保証票の添付あるいは検査等はこれま

で同様に実施するわけでございますし、これによ

つて品質上の問題のある肥料が戻り出る、こういう

性、加えて輸出入の量であるとか価格の面であるとか、いろいろな問題を含んでおりますけれども、肥料といふものをどういう認識を持つておられたのか、これが一点と、それに加えて、今回の法改正のそれに対する位置づけはどういう御所見を持つておられるのか、この二点についてお伺いいたします。

心配はいささかもないというふうに考えておるわ

けでございます。

○鶴岡洋君 関連しますけれども、この指定配合

肥料は登録制のようにならなければなりません。

法改正では「都道府県の区域を超えない」農

業協同組合等が生産する配合肥料の登録を大臣登

録から都道府県知事登録に改めるとなつてあるわ

けです。第四条二項で「農業協同組合その他政令

で定める者」を規定しておりますけれども、中小

企業協同組合や個人、中小企業協同組合

の行ういわゆる配合肥料事業についてはちよつと

心配なんですねけれども、これはどのように対応し

ていいこととしているのか、この点はいかが考えて

おられますか。

○政府委員(小島和義君) 従来、都道府県の中の

いわゆる単協が生産いたしまして配合肥料につきま

しては、農業協同組合の本来的な性格として組合

員に対するサービスということが仕事でございま

すから、単協の配合肥料につきましては、これは

企業登録ということにいたしておつたわけでござ

ります。今回それを改めまして、都道府県の区域

を超えない農業協同組合連合会あるいはその地区

のたばこ耕作組合たばこ耕作組合連合会等の農

業団体につきましては、これは農協、単協の場合

と同じように、その区域内で仕事をするというの

がたてまえでござりますから、単位農業協同組合

の場合と同様に、その区域を管轄する都道府県知

事の登録ということにいたしたいと存じております。

○政府委員(小島和義君) 中小企業協同組合でござりますとか個人業者の

場合でござりますと、仮に所在地がある特定の都

道府県でございましても、営業の区域といふのは

必ずしもその都道府県内に限らない。個人の業者

でありますても全国にわたって商品を販売してい

るというケースもあるわけでござりますから、そ

の意味におきましては、これまで同様、都道府県

知事ではなくて、農林水産大臣登録といふう

いたしたいというふうに考えておるわけでござります。

○鶴岡洋君 腹頭にもお伺いしましたけれども、どう

今回のこの法改正は肥料取り締まり制度のいわゆる簡素化、合理化という点だけではなくて、肥料の品質保全措置の強化も図る、こういう内容になつてゐるわけです。肥料の安全性が問われている

折から、この措置はぜひ必要だと思いますけれども、そこで植物に有害な肥料の規制強化に伴う国また都道府県の検査体制、いわゆるこの検査体制の整備についてはどういうふうに対処をしていかれるのか、この点いかがですか。

○政府委員(小島和義君) 植物に有害な成分が含まれるおそれのある肥料につきましては、あらかじめ指定をいたしておきました。その肥料の種類に該当するものにつきましては、登録申請時におきまして申請者があらかじめ植害試験を実施いたしまして、その結果を申請書に添付させる、かようないかどうか確認をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。また、それを受けました検査機関の側におきましても同じような試験を実施いたしまして、その試験成績が正しにいたしたいと存じております。また、それを

目下のところ、この肥料の種類をいたしましては六種類程度を想定をいたしております。その種類に該当いたします肥料の銘柄数は、推定で二百前後ということになつております。年に新たに毎年提出されます件数というのもそれほど多いものではないというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、その業務量といふ観点から申しますと、従来の肥飼料検査所の業務量を著しく膨大化するという問題ではないといふうに考えておりますが、何分にも新しい仕事でござりますから、その技術的レベルアップあるいは必要な器具等の整備につきましては特に十分力を注ぎまして、また一部は都道府県にもお願いすることになりますので、都道府県における試験と国の試験とが整合性を損なわないように、研修等の場を通じてこれまでにも十分その内容の周知徹底

を図つてきておりますけれども、今後ともそういうふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡洋君 普通肥料の一部で登録申請を行う際、肥飼料検査所においてこれら的内容を調査確認する義務が新しく増加した場合、現在の肥飼料検査所の体制で十分に対応できるかどうかなのか。何

か所がありますけれども、栽培試験係が置かれているのは東京と大阪、二カ所でありますけれども、この点はどうなんですか。

○政府委員(小島和義君) 先ほど申し上げましたように、これはポット試験によりまして、植害に敏感なコマツナとかキユウリというものを二、三週間程度生育させまして、その植物に対する影響の度合いというものを観察しようというわけでござりますから、その仕事自体としてはきわめて簡単なものでございます。ただ、いろんな条件によりましてすべての検査所で行うことができないというふうなものが出てくる可能性があるわけでございまして、東京と大阪の肥飼料検査所にはそのための人工の栽培室というものを用意いたしております。したがつて、他の四検査所でいわば手に余るというふうな仕事がございますれば、この東京、大阪両検査所にその試験業務を依頼すると、こういう体制を從来からとつておりますので、そういう形で対応することもまた可能であろうといふふうに考えております。

○鶴岡洋君 次に、ちょっと飛ばしますけれども、地力の問題でお伺いします。

農業生産を安定させるためには、何といつても農耕地のいわゆる地力を高める必要があると、こいうふうに考えますし、またそれが一番重要な問題ではなかろうかな、こういうふうに思うわけでございます。まあしかし、最近、時代の推移とともに堆肥であるとか厩肥であるとか、この自給体制が非常に低下をしておる、それにつれて土壤改良材の度合いが高まつてきておる、これは現状の事実でございます。今後の食糧自給力の向上を図るためにはまずこの土づくり、地力を活性化させると

いりますが、最も私は重要ではなかろうか。地力低下の現状は、全体広い範囲ですけれども、どういうふうになつておるのか。また、土づくりの今後の対策はどういうふうに指導していかれるのか。大変大きな問題ですけれども、この見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(小島和義君) 地力の実態というのはなかなか一口に申し上げかねる大変複雑な諸要素が絡んでおるわけでございますが、最近農水省で実施いたしましたいろんな調査の結果から見ますと、わが国の耕地の地力はおおむね従前の水準に保たれているというふうに見ておるわけでございます。ただ、場所によりましては、最近の堆肥施肥の減少ありますとか、あるいは特定の作物の連作というふうなことから、いろいろな土壤に絡んだ問題が生じておるということも事実でございます。従来、農業を営みます者が自力で自家用の必要な堆肥を生産するというの大変幅広く行われておつたわけですが、最近農家の側におきましても、農業労働力の減少でございますとか、あるいは農業経営の単一化に伴いまして、なかなか集約的な土壤管理ができるなくなつて、なかなか実際効果を発揮するわけですが、そういうふうな仕事がござります。そこで、勢い、先ほど申し述べたふうな対策を講じてまいりまして、それによって具体的な耕土改良対策と申しますか、それが円滑に推進されるように努めてまいりたいと考えております。

○鶴岡洋君 堆肥と化学肥料の関係でございますけれども、最近は堆肥、厩肥のいわゆる投入が非常に減少している、これが地力に影響してくるわけですが、そのため最近はこういうような農業生産方式になつていて、これがたまたまこれが事実でございます。そこで、勢い、先ほど申しました土壤改良資材が全国的に伸びてきている、そういうふうに思つておられるわけですが、最近農家の方々が地力に応いたしまして、昔ながらの堆肥づくりを奨励するということだけではなくて、実際に効果を発揮いたしませんので、最近におきまます農水省の指導方針といたしましては、全国各地に大変育つてきています畜産農家とそのほかの耕種農家、これ

が一つの地域内で連携をとりまして有機質の増投を促進する、こういう一種の地域複合というふうなことを進めておるわけでございまして、そのため必要がございました機械、施設等の導入についての助成も実施いたしておるわけでございまして、いま一つは、農業系内外におけるいろいろな資源を活用しました省資源的な地力増強の仕組みを考えていく、こういうことでございまして、そういったことを通じて、これまでの堆肥投下量の不足という問題につきまして極力対応いたしたいというふうに考えておるわけでございまますけれども、昭和四十年ころには大体四十鉛柄ほどございましたものが、最近の調査では百三十八鉛柄、生産量につきましても十四万トンぐらいではないかというふうに見ておるわけでございま

ます。また、これとあわせまして、適切な土壤管理を実施するためには、いま土壤の状態がどうなつておるのかということを正確に知る必要があります。都道府県に配置されております土壤調査のための職員が試験場等においては、それらの職員の機能によりまして適切な地力診断、あるいは不良な畑土壤等を対象とするところのいろんな排水対策とか、あるいは心土肥培といつたふうな対策を講じてまいりまして、それによつて具体的な耕土改良対策と申しますか、それが円滑に推進されるように努めてまいりたいと考えております。

○政府委員(小島和義君) いわゆる土壤改良資材でござりますが、この中には肥料の定義に該当するものも含まれておるわけでございます。肥料の定義に該当するものを除きまして、いわゆる土壤改良資材と呼ばれておりますものの実態でございまますけれども、昭和四十年ころには大体四十鉛柄ほどございましたものが、最近の調査では百三十八鉛柄、生産量につきましても十四万トンぐらい

す。最近の傾向といたしましては、從来から使われておきました泥炭類でありますとか、あるいはゼオライト、ペーライトというふうなものにかわりまして、合成高分子系のもの、あるいは微生物を利用した資材とか、それから特殊な鉱物類といつたものが非常にふえておりまして、中には本当に言われているような効能があるのかどうかや疑問であるというふうなものも出回っております。農水省としては、このような土壤改良資材につきましてその内容を的確に把握し、特性を調べ、それによって消費者が、農業者が本当に品質のいい資材を選択できるよう仕組みを何か考えたいというのがかねての悲願でございまして、そのための検定方法あるいは検定基準を確立するための品質管理システムの開発を五十五年度から始めておるわけでございまして、大体ある程度の見当がついてきたということが今偽らざる実情でございます。

ただし、これまでの間もやつてなかつたといふわけでございませんで、さまざまな資材の使用例などから推しまして経験的にはいろいろなことがわかつておりますので、都道府県の農業試験場

十五年度から始めておるわけでございまして、試験結果に基づいて適切な種類の資材を選定させ、あるいはその使用方法等につきましても必要な助言指導を与えるということでこれまで対応してきておるわけでございます。いま申し上げます、あるいは農業改良普及所を勤員いたしまして、試験結果に基づいて適切な種類の資材を選定せらる、あるいはその使用方法等につきましても必要な助言指導を与えるということでこれまで対応してきておるわけでございます。いま申し上げます、あるいは農業改良普及所を勤員いたしまして、試験結果に基づいて適切な種類の資材を選定せらる、あるいはその使用方法等につきましても必要な助言指導を与えるということでこれまで対応してきておるわけでございます。

○鶴岡洋君 では次に、通産省に今度は企業側の問題、企業対策の問題ですけれども、石油系原燃料に対する依存度の高い日本でございますが、第一次オイルショック・四十八年、第二次オイルショックと、これを契機に原燃料が極端に高騰しましましたし、そこで尿素等の輸出が激減をし、その一

方燒安等のいわゆる中間製品の輸入が急増しております。特に尿素については五十三年の肥料年度で百十九万六千トンですか、輸出量があつたにもかかわらず、五十七年度ではそれが十三万二千トンと九割弱も落ち込んでしまつてゐるわけです。一方、稼働率を見ると、五十七年度では半数を割る四九%という現状になつてゐる。このように、尿素を見ても大変厳しい内容になつてゐるわけですが、またそのほかアンモニア等を見ても、生産量、肥料用内需が落ち込んでいるのは、これは数字の上からはつきりしているわけです。

通産省はこのよだな現状をどのように受けとめて、また今後見通しとしてはどうなのか。また、対応はどうしようとしているのか、この点いかがですか。

○説明員(横田捷宏君) 化学肥料工業の現状、先生御指摘のとおりまことに慘憺たる状況にございますが、私も通産省といたしましても、また農業関係の方々のお話を伺いましても、日本において化学肥料工業は内需に対する供給力を確保できる産業としてどうしても維持していく必要がある、こういう基本的考え方で諸般の対策を進めてまいつておるわけでございます。

その際一番の問題は、先生御指摘の、まず稼働率が非常に低い、そういう中で過当競争という状態になりますと、ある意味では共倒れという状態になります。しかし、ある意味では共倒れという状態になりますと、ある意味では共倒れという状態になります。しかし、ある意味では共倒れという状態になります。しかし、ある意味では共倒れという状態になります。

○説明員(横田捷宏君) 第一次石油ショックの直後には大変大量な設備が遊休化いたしまして、この需給不均衡を改善するという目的で第一次の構造改革を実は実施してまいりました。具体的にはア

ンモニアの設備につきまして約二六%の設備を処理いたしましたし、尿素につきましては実に四五%という規模の設備を処理いたしたわけでござります。それなりの成果はそういう意味で上がつてございました。

また、もう一点は、そういう個々の企業の対応とあわせまして、やはり化学肥料工業全体といたしまして、後ろ向きの対策だけでなく、前向きの対策もあわせて進めていく。具体的には原燃料の価格動向、今後ともいろんな変化が予想される

方燒安等のいわゆる中間製品の輸入が急増しているわけです。特に尿素については五十三年の肥料年度で百十九万六千トンですか、輸出量があつたにもかかわらず、五十七年度ではそれが十三万二千トンと九割弱も落ち込んでしまつてゐるわけです。

一方、稼働率を見ると、五十七年度では半数を割る四九%という現状になつてゐる。このように、尿素を見ても大変厳しい内容になつてゐるわけですが、またそのほかアンモニア等を見ても、生産量、肥料用内需が落ち込んでいるのは、これは数字の上からはつきりしているわけです。

通産省はこのよだな現状をどのように受けとめて、また今後見通しとしてはどうなのか。また、対応はどうしようとしているのか、この点いかがですか。

○説明員(横田捷宏君) 化学肥料工業の現状、先生御指摘のとおりまことに慘憺たる状況にございますが、私も通産省といたしましても、また農業関係の方々のお話を伺いましても、日本において化学肥料工業は内需に対する供給力を確保できる産業としてどうしても維持していく必要がある、こういう基本的考え方で諸般の対策を進めてまいつておるわけでございます。

その際一番の問題は、先生御指摘の、まず稼働率が非常に低い、そういう中で過当競争という状態になりますと、ある意味では共倒れという状態になります。しかし、ある意味では共倒れという状態になりますと、ある意味では共倒れという状態になります。しかし、ある意味では共倒れという状態になります。

○説明員(横田捷宏君) 第一次石油ショックの直後には大変大量な設備が遊休化いたしまして、この需給不均衡を改善するという目的で第一次の構造改革を実は実施してまいりました。具体的にはア

ンモニアの設備につきまして約二六%の設備を処理いたしましたし、尿素につきましては実に四五%という規模の設備を処理いたしたわけでござります。それなりの成果はそういう意味で上がつてございました。

また、もう一点は、そういう個々の企業の対応とあわせまして、やはり化学肥料工業全体といたしまして、後ろ向きの対策だけでなく、前向きの対策もあわせて進めていく。具体的には原燃料の価格動向、今後ともいろんな変化が予想される

わけでございますが、そういう中でできるだけ安い原料を選択的に使えるような体制をつくつていく、あるいは技術開発等もあわせて活性化を図つていく、こういう対策を通じまして基本的に内需に基盤を置きました合理化された産業といふ形で再構築していきたいということございまして、このために今後数年間の期間につきまして構造改善計画を立案いたしまして計画的な対策の推進を図つてしまいりたいと考えております。

○鶴岡洋君 いまの説明は聞けばわかりますけれども、それでは先ほど言つたように、農業自体の事情も非常に厳しいわけです。減反政策やら、それから冷害等があつてですね。したがつて、内需がどんどんどんどん低迷してきていると。したがつて、企業の収益はますます悪化している。主要三十四社の肥料部門経営利益はどうかというと、五十六年度では赤字が三百五億円と、こういう数字になつてゐるわけです。

それではお聞きしますけれども、この石油危機、いわゆる第一次オイルショック、第二次オイルショック、その後今日までどんな対策を通産省としてはやつてきたのか。また、その成果は上がつてゐるのかどうなのか。先ほど聞いたのは今後の問題ですけれども、いままではそれぢやどうだったのか、その点はいかがですか。

○説明員(横田捷宏君) 第一次石油ショックの直後には大変大量な設備が遊休化いたしまして、この需給不均衡を改善するという目的で第一次の構造改革を実は実施してまいりました。具体的にはア

ンモニアの設備につきまして約二六%の設備を処理いたしましたし、尿素につきましては実に四五%という規模の設備を処理いたしたわけでござります。それなりの成果はそういう意味で上がつてございました。

また、もう一点は、そういう個々の企業の対応とあわせまして、やはり化学肥料工業全体といたしまして、後ろ向きの対策だけでなく、前向きの対策もあわせて進めていく。具体的には原燃料の価格動向、今後ともいろんな変化が予想される

が、具体的な成果として業界の安定、再び農業の発展のためにも長期的に貢献し得る肥料工業として再建できたかどうかという点につきましては今後の課題として残つておるということございます。

○鶴岡洋君 そういうことで構造改善を図らなければならぬといふ現在は状況になつてきています。今後の対策は産業構造審議会化学工業部会答申といいますか、これに伴つて計画を進められているようございますけれども、具体的にはそれじゃどういうような施策を考えておられるのか、この点お伺いいたします。

○説明員(横田捷宏君) 今後の対策の重点でございますが、産業構造審議会の答申等の線に沿いまして現在詳細を検討しておるわけでござりますが、まず第一点は、第一次構造改善の際のように単にアンモニア、尿素といった基幹的な原料部門の構造改善のみならず、より消費の方に近い化成肥料、こういった分野まであわせて一体的な構造改善ということで取り組んでまいりたい。それから第二点は、従来の構造改善対策がともすれば縮小均衡という、ある意味で後ろ向きの対策を柱としておりましたが、今回はこれに加えまして再活性化対策、活性化のための設備投資も推進するとか、あるいは業界間の事業提携、これを推進する、こういった面でより総合的な対策として内容を改めてまいりたいということで検討中でござります。

○鶴岡洋君 こういうことに関連して特定不況産業安定臨時措置法、これによるいわゆる対象企業の経営状況は企業努力の限界を超えていると、こ

ういう状況ではなかなか思うんです。そ

ううかなど、こういう点も考えられるわけです。

今後の肥料工業全体の活性化をどう指導していく

のか、そういう税制の面であるとか、予算の面で

あるとか、支援体制、この辺はどういうふうに考

えておられますか。

○説明員(横田捷宏君) 基礎素材産業全体が構造

改善の問題に直面しておるわけでございますが、一般的論といたしまして、そういう構造改善はあくまでも企業の自助努力をベースといたしまして、自主的な打開策を講じていくということを基本としておるわけでございますが、何分にも、御指摘のとおり、企業の経営状況、あるいはこの構造改善という課題の国民経済的な重要性といふことから考えまして、政府といたしましてもできる範囲での支援措置を講ずるということにいたしております。

具体的には、まず税制面でございますが、税制面では、活性化に寄与する前向きの設備投資に対する特別償却の制度でございますとか、あるいは一社だけでは対応できない、それを数社で、場合によっては合併等まで考えながら構造改善努力をしていきます際の若干の税制上の措置、こういったもの用意しておりますほか、金融面では、同じく日本開発銀行の前向き投資への低利融資制度、あるいは万が一退職者等が発生いたします際の運転資金に対します低利の制度、こういうものも新たに設けさせていただきまして、政府といたしましても業界の自助努力を積極的に支援しているところであります。

○鶴岡洋君 それでは、最後にもう一度農水省の方へ戻りますけれども、この肥料業界の不況により、今後の肥料供給と価格の安定について、農家はいま言つたような事情で大変心配をしておるわけです。最近の化学肥料の動向と今後の見通しはどうなのか、これが一点と、それから肥料価格安定法が五十九年の六月に期限が切れるわけですけれども、この価格安定法の今後の取り扱い、現在、農水省としてどういうようの方針を決めておるのか、考えておるのか、これを伺ひして質問を終ります。

○政府委員(小島和義君) 肥料の価格動向を占いますものといたしまして肥料工業の体質の改善と材料価格の動向といふことが大変大きく影響を持つわけでございます。御承知のように、最近、輸入の原油価格の値上がりという大変明るい状況も

あるわけでございますが、最近のアンモニア系の窒素肥料の生産の形態を眺めてみると、一時の石油系の原料の値上がりといふことに對応いたしました。たとえばナフサのようなものの使用割合が、今後石油がもし長期的に値下りをするといふうことになりますれば、恐らくその肥料の原材料価格にもいい影響を与えるだろう、こういうふうなことになります。たとえばナフサの価格が、先行きについては必ずしも定かではない要素が、先行きについては必ずしも定かではない要素もいろいろござりますが、過去におきますような大幅な石油の値上がりといふことの影響を比べればやや落ちつきを取り戻していくといふふうに一般的には見ております。

それから焼鉱石とかカリのようなものにつきましては、これは全量を輸入に依存いたしておるわけございまして、石油ショックの際にほぼ石油と同じように値上がりを来しておるわけでございまます。昨今の値動き、これは為替の問題も左右いたしますので一概には申し上げられませんけれども、やや落ちつきを取り戻しておるといふふうな状況でございますので、仮に、将来値動きがありましても一ころのよくな大幅なものではなくて微増程度の上昇であろう、こういうふうに見ておりますので、短期的に眺めてみますならば、価格の見込みとしてはやや明るさを取り戻しておるといふふうに見ておるわけでございます。もちろん長期的には肥料工業の全体的な体質の強化がどうなるとか、あるいはさらに石油等を含めた原材料の長期的動向といふことに左右されるわけでございまますので、長期的に眺めてみますならば、価格の見込みとしてはやや明るさを取り戻しておるといふふうに見ておるわけでございます。もちろん長期間的には肥料工業の全体的な体質の強化がどうなるとか、あるいはさらに石油等を含めた原材料の長期的動向といふことに左右されるわけでございまます。幸か不幸か、前回、昭和五十四年の改正のときにはいわゆる第二次の石油ショックのさなかでございましたし、さらにその前の改正のときに第一次の石油ショックのさなかである、こういふた事情もございまして、経済事情の著しい変動がございまますので、長期的な見通しは軽々しく申し上げかねるというのが実情でございます。

それから肥料価格安定等臨時措置法の問題でござりますが、御承知のように、これは三十九年に制定されまして、五カ年の限時立法であったわけですが、その後三回延長を見まして今日に至っておりますので、明年の六月での制度がでございましてから二十年という長い期間、この制度によつて肥料の価格安定を図ってきたということに

なるわけでございます。明年の七月以降どうするかという問題についてはまだいま検討中の問題でございまして、農業及び肥料工業をめぐるいろいろな厳しい状況、さらには肥料の需給とか、価格の動向も踏まえて検討しなければならないといふふうに考えております。このために私どもの方と石油省と共同で設置しております肥料対策協議会というところで検討もお願いをいたしておるわけですが、先行きについては必ずしも定かではない要素が、先行きについては必ずしも定かではない要素もいろいろござりますが、過去におきますような大幅な石油の値上がりといふことの影響を比べればやや落ちつきを取り戻していくといふふうに一般的には見ております。

ざいます。

三つほどございますが、第一には、この法律の一つの軸でありました日本硫安輸出株式会社とい

うのが政府の特殊法人整理の方針のもとに昨年六月をもつて解散をいたしております。それから第二には、肥料の価格の取り決めの一方の当事者であるところの全農の肥料メーカーに対する価格交渉力といふのが原材料のメーカーへの供給ということを通じまして以前に比べて相当強まっているという問題がございます。それから第三には、政

府の独禁政策との絡みもあるわけでございますが、過去におきますこの法律の延長の都度、公正取引委員会からは今回限りであるということを言

い含められているという経過があるわけでござります。幸か不幸か、前回、昭和五十四年の改正のときにはいわゆる第二次の石油ショックのさなかでございましたし、さらにその前の改正のときに第一次の石油ショックのさなかである、こういふた事情もございまして、経済事情の著しい変動がございまして、長期的な見通しは軽々しく申し上げかねるというのが実情でございます。

そこで、この法律の根幹といいますか、それは一つにやはり登録制度といふのがあると思うんですね。それだけに、必要に応じての行政の業務を合理化していくといふことは大事だと思うんですけども、法律の目的であります肥料の品質保全と公正な取引を確保する、この点は後退してはならないと、こう思ふんです。

そこで、はつきりさせておきたい点なんですがれども、現在のこの法律の根幹とも思われる登録制度の意義と位置づけなんです。今まで書類を見まして、事前にいろいろ指導もできました。それから見本の分析もやれましたし、それからまた幼稚植物の試験等もやつて、事前に品質保全あるいはメーカーに対する指導等やれたというふうに思ふんですね。そういう大きな意義と位置づけがあると思うんですが、その点ひとつはつきりさせたいんで、お考え聞かしてください。

○政府委員(小島和義君) 確かに登録制度は、保

ういったことも踏まえまして、また関係業界の意向も十分聞きながら今後この法律の扱いを決定いたしたい、かようと考えております。

○鶴岡洋君 終わります。
○委員長(下条進一郎君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時三十七分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、肥料取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下田京子君 今回の法改正の一つの柱といたしまして、登録制度の簡素合理化ということで、すでに登録されている普通肥料だけを原料に配合した肥料については登録を届け出にするところ、こういうことです。

で、この法律の根幹といいますか、それは一つにやはり登録制度といふのがあると思うんですね。それだけに、必要に応じての行政の業務を合理化していくといふことは大事だと思うんですけども、法律の目的であります肥料の品質保全と公正な取引を確保する、この点は後退してはならないと、こう思ふんです。

そこで、はつきりさせておきたい点なんですがれども、現在のこの法律の根幹とも思われる登録制度の意義と位置づけなんです。今まで書類を見まして、事前にいろいろ指導もできました。それから見本の分析もやれましたし、それからまた幼稚植物の試験等もやつて、事前に品質保全あるいはメーカーに対する指導等やれたというふうに思ふんですね。そういう大きな意義と位置づけがあると思うんですが、その点ひとつはつきりさせたいんで、お考え聞かしてください。

○政府委員(小島和義君) 確かに登録制度は、保

証票の添付義務、あるいはその事後の立入検査と並びまして、現行肥料取り締まり制度の根幹をなすものでございます。で、そういう登録制度をしておりますのは、販売以前において流通する普通肥料につきまして品質上の誤りがないかどうか、事前に確認を行いまして、必要によつては指導を加えると、まあこういうことで登録制度をしておるわけでございます。で、今回登録制から外しまして届け出制に移行させます指定配合肥料につきましては、御指摘ございましたように、すでに登録を受けまして、その肥効なりあるいはその安全性ということにつきまして何ら問題のない肥料のみを配合するというものがございますから、事前にそのような確認をするといふことの必要性がないと、まあこういう意味におきまして二重の登録という弊も避ける観点から届け出制に移行いたしましたわけでございます。しかしながら、保証票の添付義務あるいは事後の立入検査といふのはこれまで同様に行うわけでございますが、その登録制度がなくなつたことによつて品質上の問題が生ずるというふうなおそれないものにいわば限定をいたしておりますわけでございます。

○下田京子君 いま御説明ありましたが、法律的に見まして、品質保全のチェックといふ点では、これはやっぱり登録が届け出に変わることによりまして、流通段階での立入検査といふものしかない、これはつきりしていると思うんですよ。で、運用面でいま届け出の際に保証票を添付せらるうにする、こういうふうにおつしやつておりますけれども、今回の法改正によれば、十六条の二ですか、届け出の際には、一つに生産者の名前と住所、二つには肥料の名称、三つに生産する事業場の名称、所在地で、四つ目に保管する施設の所在地だけになつておるわけなんですね。ですか、運用面でそういうふうにやろうというふうに言つておるわけでござりますけれども、やっぱり登録の際の最大のポイントであります保証成分量

その他の規格ということについて事前にチェックするということは大変不可能になつてくるんじやないか、こう思つてます。

○政府委員(小島和義君) 通常の配合肥料においては、規格上の保証成分量は保証の最小の単位でありますところの一%以上といふものがあれば規格には該当する、こういうことに相なつておるわけでございます。それで、どのような肥料をどのようにませるかによりまして、もとの肥料の成分さえ正しければ新しく配合してできた肥料の成分量は計算上容易に出てくるわけでございます。

て、登録に当たりまして見本の提出を求め、それによって現物で確認するという必要がますますものでございます。

○下田京子君 事前の立入検査等が重要だと、こういうふうに言つております。また、農業その他の異物をまぜております肥料につきましては、同じように品質上の問題が出てくるおそれなしとしない。そういうものを排除いたしまして、品質上問題のない単純な肥料だけの配合ということでございますので、事前のチェックという必要性はまずないといふうに考えておるわけでございます。

○下田京子君 事前のチェックといふのはますな

が、問題は、要するに立入検査といふことが品質保全の最大重要なポイントになつてくると思うんですね。

○下田京子君 かなり検査体制といふものが重要

だらうかと、ここが心配なんですね。

が、五十六年の肥料検査成績、このことを見ますと、一つには検査対象肥料の重点に産業廃棄物

なんかもあります、複合肥料を掲げております。それからまた、検査成績の面でも、有機質

肥料なんかござりますが、複合肥料に問題が多いと、こういうふうに報告が出ているんですね。

その理由として何かといえば、複合肥料の場合には、産業廃棄物を利用して肥料などの原料にした

肥料なんかもござりますが、そういう原料とか製造方法が多様化しているわけですね。そういう面か

らも品質保全の困難性が多い、こういうことで、やはり事前の指導とかチェックというのが十分で

きないと、いうことから見れば、よいよもつて事後

の立入検査等が重要だと、こういうふうに言つております。また、農業その他の異物をまぜております肥料につきましては、同じように品質上の問題が出てくるおそれなしとしない。そういうものを排除いたしまして、品質上問題のない単純な肥料だけの配合といふことでございますので、事前のチェックといふ必要性はまずないといふうに考えておるわけでございます。

○下田京子君 事前のチェックといふのはますな

が、問題は、要するに立入検査といふことが品質保全の最大重要なポイントになつてくると思うんですね。

○下田京子君 かなり検査体制といふものが重要

であると局長もお認めになつておるわけなん

です。五十六年の検査実績を見てみると、生産された肥料全体といふのは約千二百八十万トン。

その中で検査点数は九千二百九十九点で、量にすれ

ば約十万八千トン、ですから全生産量のわずか一

%ということがあります。もし全部のものを検査するということになりますと百年もかかると、こ

んなことになりますので、やはりいま言つたよう

に事後の立入検査というのが大事なんだといふことをおっしゃつた、その点から見ましても大変人

的な面、予算上といふのは大事だと思うのです。

そこで、旅費の問題なんですね。実際に立入検

査を進める上で今後どれだけ対応ができるんだろ

うかということで予算を見てみましたが、これ東

京肥飼料検査所の場合なんですけれども、担当区

域は関東甲信越約十一県。ここに検査検疫旅費な

んですけれども、肥飼料が一緒でございますが、

五十四年度が七百七十四万六千円、五十五年度が

七百五十四万三千円、五十六年度が七百三十八万

九千円で、五十七年度は七百五十八万円。五十七

年度分を五十四年度から比較してみますと逆に

二・一%減っているんですね。この間に、実際に

国鉄運賃はどのぐらいうがつたんだろうかとこう

見てみましたところが、何とまあ二二・三%もア

ップしているんですね。というになりますと、

と、局長おつしやつたように、その必要性は認め

るけれどもそれに対応できるんだろうか、こうい

うことが問題になつてくるわけなんですが、これ

にきつとした対応を——確かにいまの財政事情

だ、旅費全体むずかしいといつても、こういうこ

とで法改正に伴う立入検査と事後検査の必要性に

対応した旅費あるいは予算の確保といふのが大事

じゃないかと思うのです。

○政府委員(小島和義君) 政府全体の方針といつ

しましては、予算の中で特に官公庁で使っており

ます旅費、手数料といふのは最も節約しやすい部分

であるということで、毎年度予算のたびごとに一

定率の節約、削減といふものは対象になつておる

わけでございます。ただ、これは農水省なら農水

省の総額で一定の割合での削減を求められてまいりますので、省内におきましてはできるだけ現場の足を必要とする分野における減少率は少なくなります。その足を必要とするという分野につきましては極力少ない率で減少させておるような状況でござります。もちろん、そのほかの機関におきましてもいろいろ仕事上必要な旅費あるいは旅費といふものがあるわけございまして、私どもとしてもできるだけ必要な分野には必要な額が行き渡るように、全体のやりくりの中で努力をいたしておりますつもりでございます。ただ、旅費の問題になりますが、御承知のように国鉄運賃も確かに上がつておりますので、実質的にはかなり減りをいたしておりますので、反面において国内の交通事情というのは大変便利になつてきておりましたのでございます。ただ、旅費の問題になりつづけてございまして、私どもとして、極力この予算の中でも検査の質的、量的内容が落ちないよう工夫をしながら使つておるというものが現状でございます。

○下田京子君 でも、五十四年度に比較してもうその四分の一ぐらい予算が減だというのが実態なんですから、私はやりくりどうこうという話を聞くきたくて言つたんではなくて、もう本当に事後の立ち入り検査等やつて、十分にこの法の趣旨に基づいてやろうとするなら、その必要性を十分に認めだと思います。あとはそれをどう具体化されるかというところを見ていきたいし、要望しておきたいと思います。

それから、もう一つ大事な点なんですけれども、今度の法案の中で肥料の品質保全措置ということを強化される面もござりますね。これは登録の際に植害試験を義務づけたということだと思います。これは従前のような仮登録の際に行つて

るよう努めておるわけでございまして、たゞ高い率になるわけでございますが、検査機関のように足を必要とするという分野につきましては極力少ない率で減少させておるような状況でござります。そのほかの機関におきましてもいろいろ仕事上必要な旅費あるいは旅費といふものがあるわけございまして、私どもとしてもできるだけ必要な分野には必要な額が行き渡るように、全体のやりくりの中で努力をいたしておりますつもりでございます。ただ、旅費の問題になりますが、御承知のように国鉄運賃も確かに上がつておりますので、実質的にはかなり減りをいたしておりますので、反面において国内の交通事情というのは大変便利になつてきておりましたのでございます。ただ、旅費の問題なりつづけてございまして、私どもとして、極力この予算の中でも検査の質的、量的内容が落ちないよう工夫をしながら使つておるというものが現状でございます。

○下田京子君 そうしますと、現在の肥飼料検査所、全国に六カ所ございますね。その中で栽培試験係が置かれているのは東京と大阪二カ所のみなんです。これで植害試験が円滑に実施できるかといふことも大変問題です。同時に、いまの幼植物試験の問題なんですが、東京の場合、人工気象室が設けられておりまして、見せていただきましたら、人工的に気温とか湿度とか日照とか、自然のままにつくり出しまして、安定的にやれるような設備が整っているんですね。値段的には五百萬から六百万だそなんですかれども、こういう施設になると、どうなんだろうかなと、こう思うので、充実すべきじゃないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(小島和義君) 肥飼料検査所全部で六カ所ございますが、その中では東京と大阪が業務量、人員、その他の面から見まして圧倒的に大きいかわでござります。お話をさいましたその植物試験でございますが、通常でございますれば、これは何と申しますか、自然の、ありのままの環境の中で鉢に種をまくという形によつて実施できるわけですが、通常でございますれば、これが一〇〇に対しても輸出が六四・一、それから五十七年度は国内が一〇〇に対しても輸出は六四・八、この辺はひとつ改善できないものだろか。

○下田京子君 それからもう一点、同時に肥料の価格の引き下げの問題なんですね。これ通産の方に、――ごめんなさい、一緒に聞いて、片一方はあれですが、通産の方にお尋ねしたいんですけど、原油価格が五ドル下げられたと、これ、ナフサも下がつてしまふので、この辺でひとつ行政的に肥料の値下げができるようなテストでござります。よほど厳しい気象条件下にない限りは発芽もし生育もするような植物を設定いたしまして、これを供試植物にするわけでござりますから、まあ通常はその人工気象室等の使用の必要がないわけでございます。しかしながら、その時期なりその作物、あるいはその肥料の内容なりによりまして特に人工的に気象を設定して試験をする必要がある場合には、東京、

いた栽培試験とは違つて、いわゆる幼植物試験のことをおつしやつておるんだと思うんですかが、いかがですか。

○政府委員(小島和義君) おっしゃるとおり、まあ幼植物を使いまして短期の栽培、その観察といふことによって植害を判定いたしたいというふうに考えております。

○下田京子君 将来業務量が云々と言つたって、研究所、全国に六カ所ございますね。その中で栽培試験係が置かれているのは東京と大阪二カ所のみなんです。これで植害試験が円滑に実施できるかといふことも大変問題です。同時に、いまの幼植物試験の問題なんですが、東京の場合、人工気象室が設けられておりまして、見せていただきましたら、人工的に気温とか湿度とか日照とか、自然のままにつくり出しまして、安定的にやれるような設備が整っているんですね。値段的には五百萬から六百万だそなんですかれども、こういう施設になると、どうなんだろうかなと、こう思うので、充実すべきじゃないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(小島和義君) 肥飼料検査所全部で六カ所ございますが、その中では東京と大阪が業務量、人員、その他の面から見まして圧倒的に大きいかわでござります。お話をさいましたその植物試験でござりますが、通常でございますれば、これは何と申しますか、自然の、ありのままの環境の中で鉢に種をまくという形によつて実施できるわけですが、通常でございますれば、これが一〇〇に対しても輸出が六四・一、それから五十七年度は国内が一〇〇に対しても輸出は六四・八、この辺はひとつ改善できないものだろか。

○下田京子君 それからもう一点、同時に肥料の価格の引き下げの問題なんですね。これ通産の方に、――ごめんなさい、一緒に聞いて、片一方はあれですが、通産の方にお尋ねしたいんですけど、原油価格が五ドル下げられたと、これ、ナフサも下がつてしまふので、この辺でひとつ行政的に肥料の値下げができるようなテストでござります。よほど厳しい気象条件下にない限りは発芽もし生育もするような植物を設定いたしまして、これを供試植物にするわけでござりますから、まあ通常はその人工気象

大阪の両肥飼料検査所にその業務を依頼して実施するということになろうかと思います。さしあたりはそれによつて十分対応できるというふうに考えたるわけでございますが、将来もし業務量があつておるわけでございますが、将来もし業務量が大変ふえてくるということになれば、他の検査所にも同じようなことを考えていく必要があるうと思つております。

○下田京子君 将来業務量が云々と言つたって、今度そういうことを義務づけておるんですかから、まあ近い将来それが対応できますことを期待したいと思います。

次に、肥料価格の問題なんですが、時間がなくなつて残念なんですが、一番農家の皆さん方が心配しているのは、いま農業経済の中で、農業經營費、現金支出の中で肥料の占める割合というものが一三・八%になつてゐる。これが輸出向けと国内向けとで差があるということで、何とかこれはもう少し国内向けの方も対応できないだろうかという声がかなり強いんですね。疏安の場合で、これはもう少し国内向けの方も対応できないだろうかといふ声がかなり強いんですね。疏安の場合で、充実すべきじゃないかと思いますが、どうでござります。

○政府委員(小島和義君) 肥飼料検査所全部で六カ所ござりますが、その中では東京と大阪が業務量、人員、その他の面から見まして圧倒的に大きいかわでござります。お話をさいましたその植物試験でござりますが、通常でございますれば、これは何と申しますか、自然の、ありのままの環境の中で鉢に種をまくという形によつて実施できるわけですが、通常でございますれば、これが一〇〇に対しても輸出が六四・一、それから五十七年度は国内が一〇〇に対しても輸出は六四・八、この辺はひとつ改善できないものだろか。

○下田京子君 それからもう一点、同時に肥料の価格の引き下げの問題なんですね。これ通産の方に、――ごめんなさい、一緒に聞いて、片一方はあれですが、通産の方にお尋ねしたいんですけど、原油価格が五ドル下げられたと、これ、ナフサも下がつてしまふので、この辺でひとつ行政的に肥料の値下げができるようなテストでござります。よほど厳しい気象条件下にない限りは発芽もし生育もするような植物を設定いたしまして、これを供試植物にするわけでござりますから、まあ通常はその人工気象

室等の使用の必要がないわけでございます。しかしながら、その時期なりその作物、あるいはその肥料の内容なりによりまして特に人工的に気象を設定して試験をする必要がある場合には、東京、

トの変動もございますから、単純には比較できないのでございますが、一般的に見れば、最近の輸出は国内の工場の操業度を維持するために出血覚悟で輸出をしているというふうなケースが多いようございますので、国内と比較すれば多少安目になつてゐるという事情はございます。ただ、それによつて操業度が維持されることによりまして、操業度メリットというものが国内の製造原価にもね返つてくるわけでござりますので、その意味では国内価格の低減に目下のところはそういう形で変則的ながら寄与しているというのが実態でございます。

○説明員(横田捷宏君) 原油の値下げに伴う原価の低減効果、これが消費者に均てんされるべきことは当然のことござります。ただ問題は、ナフサを使用しておりますが、この場合わずか一社である、それも五ドル相当分下がつていないという問題、あるいはLPGが一番消費量として大きかつたわけでございますが、こちらの方はむしろ最近上がつてゐる、そういう問題もござりますので、こういう点も総合的に勘案いたしまして、適正な価格設定ができますよう配意してまいりたいと思っております。

○下田京子君 大臣に一言……。

○委員長(下条進一郎君) 時間が参つておりますので、手短かに。

○下田京子君 はい。

○大臣 最後にお聞きしたいのですが、いまお聞きのとおりなんですよ。私は法案の方もさることながら、いまの価格の問題で、第二次石油危機と言われた五十四年度のときには、五十五年の二月から中期改定ということで急速疏安の場合一二・九%上げました。それから尿素は三一・四%上げました。大変なときにはぼんと上げるだけなので、簡単にお答えいただいて、大臣にも一つ聞きたいので、簡単にお願いします。

○政府委員(小島和義君) 輸出価格は通常船積み時点のFOB価格でございまして、国内価格は消費地最寄り駅までの運賃を含んだ価格でござります。また、荷姿が違つてしまったり、為替レートの事情もよく考えてということにはなりますで

しうが、やはり農家にそのメリットが還元されますように対応いただきたいと思つております。

○国務大臣(金子岩三君) 肥料用の燃油コストの引き下げだけでなくして、食糧生産用の関連を持つ燃油の取り扱いについては、当然どんどんどん値上がりするときは直ちに翌日はいわゆる製品値上げをしたようなことをやつておるわけですから、一応国際的に原油が五ドル下がつたら、結局それに関連するいわゆる電力料も全部引き下げるべきだということを経済閣僚会議で主張いたしまして、担当通産大臣はそれに取り組んでまいっております。したがつて、直ちに手つ取り早いのは、漁業用燃油なんぞはもう四月から値下げを始めているようございますから、やがてはこうした関連のあるいわゆる燃油を原料とした製品の食糧生産用のものはひとつ早急に値下げをやりたい、こういうことを通産大臣申されておりますから、これ、実行に移してまいると思います。

○伊藤郁男君 聞くところによりますと、登録事務に携つてゐる人は本省は四人だそうですね。し

かもこれ大変忙しいときには夜中の十一時、十二時までかかつて処理をしなきやならない、土曜、

日曜も返上する場合もある、こういうことを聞いているんです、そこで今回の登録制度の改正に

よつて登録検査、これに要する予算、組織、人員等、そういう行政の効率化がどの程度一体期待さ

れるのか、この点からまずお伺いしたい。

○政府委員(小島和義君) 登録関係の仕事をやつ

ております職員の数は、肥料検査所六ヵ所を通じまして約十人でございます。それから本省におきましては、担当課長補佐以下四名ということに対応をいたしております。

現在の有効登録件数は、国の段階だけで申しましても二万点に近いものがあるわけでございまして、毎年、毎年の更新ということになりますと、それの大体三分の一ぐらいの数のものが毎年登録申請の形で出てくるわけでござります。傾向といつましても、有効登録件数がどんどん増加傾向でございますので、このまま推移すればいまの体

制ではなかなか対応しきれなくなつて、もちろん事務用の機械の導入などいたしておりまして、極力省力化は努めておりますが、いまのままでは対応し切れなくなつてくる。こういう観点から、今回登録制度の簡素合理化を考えたわけでござります。したがいまして、これによつて人間が幾ら減るとか予算上幾ら節約できるという観点ではございませんで、むしろ今日の体制のままで仕事が続けられるように省けるものは省いていく、こういうことでござりますので、人員、予算の節約といふふうな形に直接はね返つてくるというわけでは決してございません。

○伊藤郁男君 第二点でお伺いしますが、今回の改正の対象となる肥料はどのようなものなのか、

こういうことです、すなはち登録制から届け出制に移行する指定配合肥料及び登録の有効期間が延長される肥料は省令で定められる、こういうことになります。

登録件数で申しますと、ただいま有効な登録件数の一七%でございまして、四千件近いものがこれによつて登録期間が延長されるということに相なります。

いま申し上げました二つの措置を通じまして、したがつて毎年の登録申請件数というのはおおむね半減するのではないかというふうに見ておりま

すが、反面、届け出に出てくるものもあるわけでございます。それらを通じて、先ほど申し上げましたように仕事の量としてはもちろん増加傾向に歯止めがかかるわけですが、たちどころに人が何人いなくなるというふうなことにはならぬということを先ほど申し上げたわけでございます。

○政府委員(小島和義君) まず、指定配合肥料、つまり届け出に移行することにいたしました肥料

でございますが、これは品質的に非常に安定をいたしておりますいわゆる単肥、これだけを配合した肥料ということでございまして、これによるところの肥料の登録件数、これは現在の有効登録件数で申しますと、大体全体の有効登録件数のうちの約四〇%に当たります八千件余といふものが届け出制に移行することにならうと思います。

登録した普通肥料のみを配合した肥料でございまして、液状の肥料とか、あるいは農薬等の異物などをいわゆる化学式であらわされる单一の加合物、天然鉱物を酸または熱分解した過磷酸石灰とか硝石灰というようなものの、それから天然鉱物を精製または粉碎した硝酸ソーダでありますとか、

炭酸カルシウム肥料といったもの、さらには天然の動植物を粉碎したもの、魚かす粉末とか、あるいはなたね油かす、その粉末、そいつたぐいのものでございまして、肥料の種類にいたしますと、普通肥料の種類の、——これは全部で、種類數で言いますと百十八種類に分類いたしておりますが、そのうちの五十九種類がこれに該当いたす

ことになります。

登録件数で申しますと、ただいま有効な登録件数の一七%でございまして、四千件近いものがこれによつて登録期間が延長されるということに相なります。

いま申し上げました二つの措置を通じまして、したがつて毎年の登録申請件数というのはおおむね半減するのではないかというふうに見ておりま

すが、反面、届け出に出てくるものもあるわけでございます。それらを通じて、先ほど申し上げましたように仕事の量としてはもちろん増加傾向に歯止めがかかるわけですが、たちどころに人が何人いなくなるというふうなことにはならぬということを先ほど申し上げたわけでございます。

○伊藤郁男君 第三点ですが、この登録申請に際しまして、新たに植害試験の成績を提出させる、

こういうことになつてゐるわけでですが、これは具体的にはどのような肥料について義務づけていくのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(小島和義君) 普通肥料につきましては公定規格が定められておりまして、その中の保証成分の最小の量、それから含有が許される有害成分の最大量というのを定めておるわけでございまして、その肥料それ自体の特性ないしはその製造過程から含有することが予想されるような有害成分については、全部規格で定めておりまして、これに反するものについては登録をしないということにいたしておりまするわけでござります。ところが、今回問題になつておりますような産業副産物等を利用いたしましたものについては、その製造過程とかあるいは原料などから見まして、あらか

じめどういうものが出てくるかということが想定できぬいような肥料でございまして、それにつきましては最も有害性を判定する手つ取り早い方法といつたしまして、幼い植物、幼植物を利用いたしました栽培試験、これによつて大体二、三週間程で生育観測をいたしますれば、有害成分があるかどうかという判定が容易にできるわけでござります。その意味において、そういう可能性の非常に高い肥料をいたしまして、六種類ほどの肥料を下限をいたしております。ざつと申し上げま

すと、粗製窒素肥料、液体粗製窒素肥料、沈殿磷酸肥料の一部、副産磷酸、副産塩基性苦土肥料の一部、乾燥菌体肥料の一部、この六種類について植害試験を義務づけたいと思うんであります。

全体の有効登録件数から判定いたしますと、これらに該当するもので、現在有効な登録を持つものは大体二百前後ということでござります

から、それほど対象としては多いものではございません。

○伊藤郁男君 これは通産省にお伺いをいたしましたけれども、御承知のように五十四年度にこれは特安法に基づきまして肥料工業界が設備処理、第

一次構造改善ですね、これを積極的に行いました、たとえばアンモニアについては二六・一%、尿素については四四・九%、まあ四五%、湿式磷酸については二〇・四%、こういう第一次構造改

善を行つた、御承知のところでござります。こういう厳しい構造改善をやりながら、なおかつ今度は第二次、これは去年の六月の産機審の答申に基づきまして今年度の、五十八年の七月からさらに

第二次の構造改善を行つた。そしてこれは具体的には設備の処理、それから原料転換、多様化等の合理化対策の実施によつて製造コストも引き下げ

いく。しかも、これは目標は六十年になつておるわけですね。こういう厳しい業界としては構造改善を展開をして価格の安定等を図つていろいろ対策をいま真剣に続けているところでござりますが、そこで通産省としてはこの肥料工業の安定対策につきまして、今後どのような方針

をもつて対処されるのか、その点をまずお伺いします。

○説明員(横田捷宏君) 肥料工業の今次構造改善につきましては、先般国会で成立を図つていただきました特定産業構造改善臨時措置法、この法律に基づきまして肥料関係指定業種が恐らく五つぐらいにならうかと思いますが、アンモニアから化成肥料に至るまで総合的に構造改善基本計画に沿つて実施を指導してまいりたいと、こう思っております。その内容はいま先生御指摘の産業構造審議会の答申等のラインに沿うわけでございまが、設備処理などの一番むずかしい部分、これはできるだけやはりむずかしいと言ひながら早くやっていくという意味で六十肥料年度という形にしておりますが、業界全体として安定した姿に持つてくためには先ほど申し上げました臨時措置法の期限五年間、これを最大限有効に活用いたしまして、その間に内需に基盤を置いた産業として安定が國られるような計画を検討しているところでございます。

○伊藤都男君 そこで私は、肥料工業界の今日の構造改善を進めている現状、状況から見ましてかなりなお厳しい状況にあるだろうと、こういうふうに思つてゐるわけですが、そこで局長にお伺いをするんですが、先ほどの答弁にもありましたように思つておるわけですが、肥料安定法ができた当時、三十九年ですか、その当時と比べますと状況が非常に変わつているということで三点挙げられておるわけですが、私どもとしてはこの業界が合理化を進めてそして安定的な価格で供給できるよう、そしてなつかつ農業と工業界がこれはもちろん両立をしていくといふ、そういう構造改善の結果、そういうような安定的な状況をつくり上げるにはなお相当の日時が必要ではないかと。したがつて肥料安定法を、来年期限が切れるわけですが、この肥料安定法のさらに継続延長ということが私どもは必要ではないかと、こう考へておるわけですが、その点について局長の御見解をお伺いをしたい。

○政府委員(小島和義君) 先ほど私が申し上げま

した二点は、肥料をめぐります諸情勢の変化の中、直接肥料價格安定等臨時措置法に関係いたしますこととして三點ばかり申し上げたわけでございますが、そのことをもつて直ちに法律の延長が不可能であるとか、また、するつもりがないというふうな情勢も踏まえながら今後検討すべき問題だと

いうふうに御理解いただきたいと思うわけでござります。確かに化学工業は大変むずかしい状況にございまして、これを含めまして特定産業構造改善臨時措置法と法律まできておるという事態、これも一つの新しい状況だというふうに考えておりますので、それらの点も含めまして今後約一年の間に結論を出したいというふうに考えております。

○伊藤都男君 それから肥料対策協議会の件に関してお話をいたしまして、先ほど社会黨の同僚委員の方から質問がございまして、やはり雇用されている側の意見といふものを十分に反映をすべきではないかと、こういうことを質問をされまして、それに答えられまして、政策部会ですかの段階では全く中立の立場の人に依頼をしてやつておるんだと、こういうふうですが、やはりこれらの協議機関というものはそれぞれ利害関係があるわけですから、利害関係のある当事者をやはり加えて、そこでは議論をして、その議論を判定するは中立的な立場の方々だけでは御議論を願うということから、労働者代表に限らず、いわゆるメーカー代表、あるいは流通関係者、農業団体、こういう方々もすべて委員という形では入れない形で御議論をいただいておるわけでございます。もちろん実際に仕事をやつている方がこの問題についてどう考へているかということは検討を進める過程において必要な場面が出てくるわけでござりますから、そういう方々の意見を聴取するという場面は必要に応じてつくつていきたいと、かのように考えておるわけでございます。

○伊藤都男君 非常に働く環境が特に激変をしていくときは、もう必要に応じてじゃなくて、もつと積極的に農水省の方から呼んで、あるいはそれには第二次構造改善を進めればさらにもつと減るというようなことで、もう働いている者にとっては大変な大きな影響があるわけですから、そういう影響を十分に考へながら、その影響を受ける立場の人の意見を十分にやはり聞いていくと、こういふことが必要ではないかと、こういうように先生の議論を通じまして非常に感じたわけでありますが、その点についてのお考へをもう一度御見解をお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(小島和義君) 確かに一つの産業の将来の構造をどうするとかあるいはスケールをどのよう持つていく、体質をどのように改善するという問題になりますと、これは雇われている人々の大変な利害関係に絡む問題でございまして、そこのことを申し上げたわけではございませんで、さよなら化成肥料を多く使うことによって地力が低下していくのではないかという意見もあるわけですが、その地力の現状、それからこれに対する対策、どういうように進めておられるのか、このような問題については、当省におきましても労働関係の方を委員等に加えておるという事例もあるわけでございます。

肥料対策協議会につきましては、これは肥料價格の安定等、肥料対策に対する重要な事項といふうなことを検討の対象といたしております。特に今回問題になつております肥料價格安定等臨時措置法を今後どうするかという問題につきましては、これは特にいまおつしやられたような意味で労働者の方々の直接的な利害関係に絡む問題ではないというふうに私どもは考えておりまして、この問題を扱つております政策部会においては中立的な立場の方々だけでは御議論を願うということから、労働者代表に限らず、いわゆるメーカー代表、あるいは流通関係者、農業団体、こういう方々もすべて委員という形では入れない形で御議論をいただいておるわけでございます。もちろん実際に仕事をやつしている方がこの問題についてどう考へているかということは検討を進める過程において必要な場面が出てくるわけでござりますから、そういう方々の意見を聴取するという場面は必要に応じてつくつていきたいと、かのように考えておるわけでございます。

それから地力の問題でござりますが、化学肥料の多投が直ちに地力低下の原因になるというふうには実は考へておりませんで、いろんな状況が絡んで一部の地域においては地力低下の心配が出ている向きもあるわけでござります。具体的に申し上げますならば、農業の労働力がどんどん減少してしまつておりますので、從来のような個々の農家で堆肥をつくるそれを土地に還元していく、こういう体制がなかなかできにくくなつてきておりますものですから、それによりまして、場所によると農水省の方から呼んで、あるいはそれにもうほとんど恒常に加えて意見を聞いていくと、こういうことがやはり現在は大変大切なことではないか、こういうように思ひますので、その面の積極的な対応をお願いをしておきたいと思います。

○伊藤都男君 非常に働く環境が特に激変をしていくときは、もう必要に応じてじゃなくて、もつと積極的に農水省の方から呼んで、あるいはそれには第二次構造改善を進めればさらにもつと減るというようなことで、もう働いている者にとっては大変な大きな影響があるわけですから、そういう影響を十分に考へながら、その影響を受ける立場の人の意見を十分にやはり聞いていくと、こういふことが必要ではないかと、こういうように先生の議論を通じまして非常に感じたわけでありましたが、その点についてのお考へをもう一度御見解をお伺いをしておきたいと思ひます。

そこで、最後にお伺いをしておきますが、肥料の品質保全の面から、生産流通段階における検査、取り締まり、こういうものを今後どのように進めていこうとされたお伺いがござります。

○政府委員(小島和義君) 非常に働く環境が特に激変をしていくことがあります。これが地力が低下していくのではないかという意見もあるわけですが、その地力の現状、それからこれに対する対策、どういうように進めておられるのか、この二点をお伺いして終わります。

○政府委員(小島和義君) 肥料の品質保全のために行つておりますいわゆる立ち入り検査、あるいはその結果に基づきますところの分析関係、こういう仕事につきましては、今回の制度改革に關係なく、これまで同様に続けてまいりつもりでござります。もちろん肥料 자체がだんだん内容的にも複雑なものが出てまいりつておりますし、また今回御審議いただいておりますような有害成分を含むおそれのあるよう肥料も出てきておりますので、それらの点につきましては、いままでに増して品質保全のための検査の充実を図つてまいります。もちろん肥料自体がだんだん内容的にも複雑なものが出てまいりつておりますし、また今回御審議いただいておりますような有害成分を含むおそれのあるよう肥料も出てきておりますので、それらの点につきましては、いままでに増して品質保全のための検査の充実を図つてまいります。もちろん肥料自体がだんだん内容的にも複雑なものが出てまいりつておりますし、また今回御審議いただいておりますような有害成分を含むおそれのあるよう肥料も出てきておりますので、それらの点につきましては、いままでに増して品質保全のための検査の充実を図つてまいります。

で、これは個別農家の対応というよりは、最近ふえてまいりました畜産農家と耕種農家の地域的な結びつき、いわゆる地域複合というふうに私ども呼んでおりますが、これをいかに有効に展開をしていくか、そのための援助をどのようにしていくかという問題はもちろんございます。それから、通常利用されておりませんところの有機質その他の資源をいかに集約的に土地に還元していくかという体制づくり、そういうことが今後私どもの地力に対する取り組みの一番大きな問題ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなれば、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

肥料取締法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

坂倉君から発言を求められておりますので、これが許します。坂倉君。

○坂倉吾君 私は、ただいま可決されました肥料取締法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民党・日本共産党・民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

肥料取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、我が国農業を取り巻く厳しい諸情

勢にかんがみ、農業生産の重要な基礎資材である肥料について、その品質の保全と公正な取引の確保を図るために、本法の施行に当たつては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、肥料の品質保全を期するため、国及び都道府県の取締体制の強化に努めるとともに、肥料の性格に応じ、配合肥料の原料表示等適切な規制措置を講ずること。

二、肥料の安定的供給を図るために、肥料工業の構造改善等による生産、流通コストの低減、それらを反映した適正な価格の実現等に必要な諸対策を強力に推進すること。

また、肥料工業の設備処理に当たつては、雇用の安定、労働条件の整備等につき適切な対策が講じられるよう指導すること。

三、農業生産の安定と土地生产力の増強を図るために、地力培養に関する諸対策を推進するほか、土壤改良、施肥技術等の研究普及体制の整備に努めること。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) ただいま坂倉君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

坂倉君から発言を求められておりますので、これが許します。坂倉君。

○坂倉吾君 私は、ただいま可決された肥料取締法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民党・日本共産党・民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

ついましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

肥料取締法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、酪農振興法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聽取いたします。金子農林水産大臣。

近年、我が国の肉用牛生産は、繁殖及び肥育の両部門を通じて規模拡大が着実に進展する等農業経営の重要な一部門として成長しつつあり、国内草資源を効率的に活用する農業生産部門として、農業及び農山村の振興を図る上で重要な役割りを担つております。特に牛肉の需要が今後とも比較的堅調に推移するものと見込まれること、水田利用再編等農業生産の再編成を進めることができるとなつてゐること等から、肉用牛生産を土地利用型農業の基軸として位置づけ、長期的な視点に立つて、その健全な発展を図ることが農政の重要な課題となつております。

しかししながら、肉用牛生産をめぐる内外の環境は厳しく、国民に対し牛肉を安定的に供給し、肉用牛経営の健全な発展を図るために、粗飼料給与率の向上等により生産性の向上を推進し、経営体質の強化を図ることが緊要となつております。また、近年、国内産の牛肉の七割が乳用種の牛によつて占められるに至つてゐること、一部には乳肉複合経営が進展していること等に見られるように、肉用牛生産と酪農は密接に関連してきております。このため、酪農の発展と整合性をとりつつ、肉用牛生産の振興を図ることが必要となつております。

以上のようないくつかの問題を踏まえ、肉用牛生産をめぐる情勢にかんがみ、肉用牛生産と酪農との結びつきの強化に留意しつつ、肉用牛生産の振興に関する制度の整備強化を図ることとし、この法律案を提案することといたします。

した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、今回の改正の趣旨に即し、法律の題名を酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に改めることとしております。

第二に、現行の酪農近代化計画制度を改め、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的に推進するための計画制度とすることとしております。このため、国の基本方針、都道府県計画及び市町村計画の内容として、肉用牛生産の近代化を図るために事項を追加することとしております。

第三に、市町村計画の作成された市町村において酪農経営または肉用牛経営を當む者が經營改善計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度を設けるとともに、その認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫等から經營改善計画を実施するため必要な長期かつ低利の資金の貸し付けを行うことは飼養に必要な資金につきましては、償還期限及び据え置き期間の特例措置を設けることとしております。

第四に、肉用牛の価格安定制度につき法制化を行うこととしたこととあります。すなわち、国及び都道府県は、肉用牛の価格の著しい低落に際し生産者補給金を交付する事業を行つた都道府県ごとの公益法人に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うように努めることとしております。また、国は、全国規模の公益法人で、都道府県ごとの公益法人に生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業等を行うものに対しても、その事業の円滑な実施のために必要な援助を行ふように努めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聽取

いたします。石川畜産局長。

○政府委員(石川弘君) 酪農振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容を若干補足させていただきます。

第一に、法律の題名及び目的規定の改正についてであります。

すなわち、酪農の振興に関する措置に加え、新たに肉用牛生産の振興に関する措置を講ずることとしたことに伴い、法律の題名を従来の酪農振興法から酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に改めることとしております。さらに、目的規定に、酪農及び肉用牛生産の近代化の総合的かつ計画的な推進、肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化を加える等の改正を行うこととしております。

第二に、現行の酪農近代化計画制度を改め、新たに肉用牛生産を含めた酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的に推進するための計画制度とすることであります。

この酪農及び肉用牛生産の近代化計画制度の中で、農林水産大臣が定める基本方針におきましては、新たに酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針を定めるとともに、牛肉の生産数量の目標、近代的な肉用牛経営の基本的指標、肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項等を定めることとしております。また、都道府県知事が定める都道府県計画及び市町村長が定める市町村計画における改正を行ふこととしておりま

すこととし、経営改善の一層の促進を図ることとしております。この場合、肉用牛生産の生産サイクルが長期間にわたること等を考慮して、肉用牛の購入または飼養に必要な資金については、償還期限及び据え置き期間を従来の資金に比べ五年間延長し、それぞれ二十年以内、八年以内とすることとしております。

第四に、肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化に関する措置の実施についてであります。肉用子牛は、繁殖部門における生産物であるとともに、肥育部門における基礎的な生産資材であり、肉用牛生産の振興を図る上で、その価格の安定を図ることが重要であります。

このため、国及び都道府県は、肉用子牛の価格の著しい低落に際して生産者に生産者補給金を交付する事業を行う都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めることとしております。また、これに関連して、国は、都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し生産者補給金の交付に充てるための資金を貸し付ける事業その他肉用子牛の価格の安定に資する事業を行う全国肉用子牛価格安定基金協会に対しても、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めることとしております。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、家畜受精卵移植に関する規制を定めることであります。

家畜受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図る観点から、雌の家畜は、伝染性疾患及び遺伝性疾患有しないことについての獣医師の診断書の交付を受けたものでなければ、家畜受精卵の採取の用に供してはならないこと、家畜受精卵の採取、処理または雌の家畜への移植を行う者の資格を定めること等家畜受精卵移植に関する規制を定めることとしております。

第二に、輸入に係る家畜人工授精用精液の利用に関する措置であります。

家畜の改良増殖を一層促進する観点から、海外から輸入された家畜人工授精用精液であつて、一定の項目を記載した証明書が添付されているもの

る法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○委員長(下条進一郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(下条進一郎君) 次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聽取いたします。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

家畜の改良増殖は、畜産經營の改善を図り、畜産物の安定的供給を図る上での基本となるものであります。種畜検査、家畜人工授精に関する規制等を行つてきているところであります。

しかしながら、近年、家畜受精卵移植技術の確立、凍結精液の国際的流通の進展等家畜の改良増殖をめぐる情勢は、大きく変化しております。

このような情勢の変化に対応して、家畜の改良増殖の一層の促進を図るため、今般、家畜改良増殖法の一部改正を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、家畜受精卵移植に関する規制を定めることであります。

最近、優良な雌の家畜の利用の促進、双子生産による子牛生産の増大等に寄与する家畜受精卵移植技術が実用化し、急速な普及が見込まれます。このため、家畜の改良増殖を促進する観点から、家畜受精卵移植技術の特性に応じた規制を定めることとしております。

第一に、家畜受精卵移植に関する規制を定めることであります。

最近、優良な雌の家畜の利用の促進、双子生産による子牛生産の増大等に寄与する家畜受精卵移植技術が実用化し、急速な普及が見込まれます。このため、家畜の改良増殖を促進する観点から、家畜受精卵移植技術の特性に応じた規制を定めることとしております。

第一に、家畜受精卵移植に関する規制を定めることであります。

家畜は、獣医師の診断書の交付を受けることとしております。

以上をもちまして、酪農振興法の一部を改正す

は、わが国において、譲り渡し、または雌の家畜に注入することができますこととしております。

第三に、家畜人工授精師制度の改善であります。

獣医師は、家畜人工授精の業務を行うに当たり、家畜人工授精師の免許を要しないこととしております。また、家畜人工授精師のうち、家畜受精卵移植に係る免許を受けた者は、家畜人工授精の業務のほか、家畜受精卵移植の業務を行うことができるとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聽取いたします。石川畜産局長。

○政府委員(石川弘君) 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由につきまして、申しほばせたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、家畜受精卵移植に関する規制を定めることであります。

最近、優良な雌の家畜の利用の促進、双子生産による子牛生産の増大等に寄与する家畜受精卵移植技術が実用化し、急速な普及が見込まれます。このため、家畜の改良増殖を促進する観点から、家畜受精卵移植技術の特性に応じた規制を定めることとしております。

第一に、家畜受精卵移植に関する規制を定めることであります。

最近、優良な雌の家畜の利用の促進、双子生産による子牛生産の増大等に寄与する家畜受精卵移植技術が実用化し、急速な普及が見込まれます。このため、家畜の改良増殖を促進する観点から、家畜受精卵移植技術の特性に応じた規制を定めることとしております。

第一に、家畜受精卵移植に関する規制を定めることであります。

家畜は、獣医師の診断書の交付を受けることとしております。

以上をもちまして、酪農振興法の一部を改正す

ます。

師または家畜人工授精師でない者は、家畜受精卵を雌の家畜に移植してはならないものとすることとしております。

その他家畜受精卵の品質の確保、血統の混乱の防止等を図るために、家畜人工授精に関する規制に準じた規制を行うこととしております。

第二に、海外から輸入された家畜人工授精用精液の利用に関する措置であります。

従来、海外からの育種素材につきましては、臨時種畜検査等により、輸入された雄の家畜の活用を図ってきたところであります。近年の精液凍結処理技術の普及等による家畜人工授精用精液の国際的流通の進展に対応し、わが国の家畜の改良増殖の促進を図るためには、海外の遺伝資源の一層の活用を図る必要があります。このため、海外から輸入された家畜人工授精用精液であつて、外国の政府機関等が発行した一定の事項を記載した証明書が添付されているものは、これをわが国において譲り渡し、または雌の家畜に注入することができる」としております。

第三に、家畜人工授精師制度の改善であります。

従来、獣医師は、家畜人工授精師の免許を受けなければ、家畜人工授精の業務を行なうことができないこととしておりましたが、行政事務の簡素合理化等の見地から、獣医師は、家畜人工授精の業務を行うに当たり、家畜人工授精師の免許を要しないこととしております。

また、家畜人工授精師のうち、家畜受精卵移植に関する講習会を修了してその修業試験に合格した者は、家畜人工授精の業務のほか、家畜受精卵の雌の家畜への移植等の業務を行うことができる」としております。

以上をもちまして、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(下条進一郎君) 本案に対する質疑は後日で譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

五月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

第一条中「種畜」を「種畜等」に改め、「家畜人工授精」の下に「及び家畜受精卵移植」を加える。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「家畜人工授精」の下に「及び家畜受精卵移植」を加える。

第三条第一項中「次条」を「第四条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律において「家畜受精卵移植」とは、牛その他の政令で定める家畜の雌から受精卵を採取し、処理し、及び雌に移植することをいう。

〔第二章 種畜〕を〔第二章 種畜等〕に改める。

第四条第一項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第九条第四項中「採取した」の下に「獣医師(獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第八条第二項の規定によりその業務が停止されている者を除く。第十四条第一項及び第二項を除き、以下同じ。)若しくは」を加え、「證明書」を「証明書の交付を」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(家畜受精卵の採取の制限)

第九条の二 牛その他の政令で定める家畜の雌は、

「その他の家畜人工授精」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜受精卵を処理して」に、「但し」を「ただし」に、「前条但書」を「第十一條ただし書及び前条第一項ただし書」に改める。

第十三条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」

い。ただし、学術研究のため家畜受精卵の採取の用に供する場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

(家畜受精卵の採取の禁止)

第九条の三 牛その他政令で定める家畜の雌が前条の伝染性疾患又は遺伝性疾患にかかっていることを知りながら、これを家畜受精卵の採取の用に供してはならない。ただし、同条ただし書の場合は、この限りでない。

第十条中「の外」を「のほか」に、「前条」を「第九条」に改める。

〔第三章 家畜人工授精〕を〔第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植〕に改める。

第十一条の前の見出し中「家畜人工授精」の下に「及び家畜受精卵移植」を加え、同条中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 この法律において「家畜受精卵移植」とは、牛その他の政令で定める家畜の雌から受精卵を採取し、処理し、及び雌に移植することをいう。

〔第二章 種畜〕を〔第二章 種畜等〕に改める。

第四条第一項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第九条第四項中「採取した」の下に「獣医師(獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第八条第二項の規定によりその業務が停止されている者を除く。第十四条第一項及び第二項を除き、以下同じ。)若しくは」を加え、「證明書」を「証明書の交付を」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(家畜受精卵の採取の制限)

第九条の二 牛その他の政令で定める家畜の雌は、

「その他の家畜人工授精」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜受精卵を処理して」に、「但し」を「ただし」に、「前条但書」を「第十一條ただし書及び前条第一項ただし書」に改める。

第十三条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第十四条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「前条第二項の封かん」を「前条第三項の封」に、「精液證明書」を「家畜人工授精用精液證明書」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第十五条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第十六条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「前条第二項の封かん」を「前条第三項の封」に、「精液證明書」を「家畜人工授精用精液證明書」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第十七条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第十八条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第十九条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十一条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十二条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十三条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十四条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十五条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十六条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十七条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第二十八条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、同条ただし書を次のように改める。

2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

精用精液であつて、外国の政府機関その他省令で定める者により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書が添付されているものを譲り渡し、又は雌の家畜に注入する場合

イ 牛、馬その他政令で定める家畜に係る家畜人工授精用精液

あつては、当該家畜人

工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜

が、省令で定める遺伝性疾患及び繁殖機能の障害をしておらず、かつ、第四条第三項の等級のいずれに属するものであるかが明らかであること。

ロ 外国の法令により獸医師又は家畜人工授精に相当する資格を有する者その他の省令で定める者が採取し、省令で定める方法により、検査し、容器に收め、かつ、封を施した家畜人工授精用精液であること。

ハ 家畜人工授精的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる施設において採取され及び処理された家畜人工授精用精液であること。

二 その他省令で定める事項

二 第十一条ただし書又は前条第三項ただし書の場合

第十四条第二項中「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵」を加え、「注入して」を「注入し、若しくは移植して」に、「但し、第十二条但書」を「ただし、第十二条ただし書及び第十三条の二第二項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第三項の封がなく、又は家畜受精卵証明書が添付されていない家畜受精卵は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦以外の地域から輸入された家畜受精卵であつて、外国の政府機関その他省令により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書が添付されているものを譲り渡し、又は雌の家畜に移植する場合

イ 当該家畜受精卵の採取の用に供した雌の家畜が省令で定める遺伝性疾患を有しないものであること。

ロ 当該家畜受精卵を採取するために種付け液を注入した場合には、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液が前項第一号イの要件に該当するものであること）。

ハ 外国の法令により獸医師に相当する資格を有する者その他の省令で定める者が採取し、省令で定める方法により、検査し、容器に收め、かつ、封を施した家畜受精卵であること。

二 家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる施設において処理された家畜受精卵であること。

ホ その他省令で定める事項

二 第十一条の二第二項ただし書又は前条第三項ただし書の場合

第十五条第一項を次のように改める。

獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精

又は家畜受精卵移植を行つたときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載しなければならない。

第十五条第二項中「家畜人工授精師」を「獸医師又は家畜人工授精師」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

第二家畜人工授精の免許は、農林水産大臣の指

定する者又は都道府県知事が家畜の種類別に行

う家畜人工授精に関する講習会又は家畜人工授

精及び家畜受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者でなければ、与えない。

第十六条第三項中「前項第一号に該当して」を削り、「同項」を「前項」に、「業務」を「当該免

畜に移植する場合

イ 当該家畜受精卵の採取の用に供した雌の家畜が省令で定める遺伝性疾患を有しないものであること。

ロ 当該家畜受精卵を採取するために種付け液を注入した場合には、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液が前項第一号イの要件に該当するものであること）。

ハ 外国の法令により獸医師に相当する資格を有する者その他の省令で定める者が採取し、省令で定める方法により、検査し、容器に收め、かつ、封を施した家畜受精卵であること。

二 家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる施設において処理された家畜受精卵であること。

ホ その他省令で定める事項

二 第十一条の二第二項ただし書又は前条第三項ただし書の場合

第十五条第一項を次のように改める。

獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精

又は家畜受精卵移植を行つたときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植の処理を行つたことを記載しなければならない。

第十五条第二項を次のように改める。

第二家畜人工授精の免許は、農林水産大臣の指

定する者又は都道府県知事が家畜の種類別に行

う家畜人工授精に関する講習会又は家畜人工授

精及び家畜受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者でなければ、与えない。

第十六条第三項中「前項第一号に該当して」を削り、「同項」を「前項」に、「業務」を「当該免

許に係る家畜人工授精の業務又は家畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務」に改める。

第十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「昭和二十四年法律第百八十六号」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同項

四号中「基く」を「基づく」に改める。

第二十二条第一項中「家畜人工授精」を「家畜人工授精又は家畜受精卵移植」に、「且つ、家畜人工授精」を「かつ、家畜人工授精又は家畜受精卵移植」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「家畜人工授精師」を「獸医師又は家畜人工授精師」に改め、「注入」の下に「若しくは家畜受精卵の移植」を「授精証明書」の下に「若しくは移植証明書」を加え、「証明書」を「証明書の交付」に改める。

第二十五条第一項中「家畜人工授精を適確に、且つ」を「家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ」に改める。

第二十八条中「みずから家畜人工授精」を「自ら獸医師又は家畜人工授精師」に改め、「注入」の下に「若しくは移植」を加える。

第三十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「又は第十二条の二」を「第九条の二、第九条の三、第十二条又は第十二条の二」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三号中「行なつた」を行つたに改める。

第三十九条中「第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第三項、第十四条第一項、第二項若しくは第三項」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十三条第四項」を「第十三条第六項」に改め、同条第四号中「第十三

条第三項」を「第十三条第五項」に改める。

第四十一条中「二千円」を「二万円」に改める。

二 第十六条第一項

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五月十日本委員会に左の事件が付託された。

一、酪農振興法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十二日）

一、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月九日）

第三十六条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定めた額の手数料を納付しなければならない。ただし、国又は都道府県については、この限りではない。

一 第十条の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者

二 第十六条第一項の免許の申請をする者

三 第二十四条の許可の申請をする者

四 第三十二条の規定による家畜人工授精師免許の書換交付又は再交付の申請をする者

二 又は再交付の申請をする者

三 第十六条第一項の免許の申請をする者

四 第三十二条の規定による家畜人工授精師免許の書換交付又は再交付の申請をする者

一 第十条の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者

二 第十六条第一項の免許の申請をする者

三 第二十四条の許可の申請をする者

四 第三十二条の規定による家畜人工授精師免許の書換交付又は再交付の申請をする者